

平成 2 3 年 1 月

警察改革の推進状況

～ 1 0 年の取組状況を総合評価 ～

宮 城 県 公 安 委 員 会
宮 城 県 警 察 本 部

1 はじめに

一連の警察不祥事を受けて発足した警察刷新会議から、平成12年7月に「警察改革に関する緊急提言」が出され、これを受けて同年8月、国家公安委員会・警察庁が「警察改革要綱」を取りまとめた。以来、本県警察では、失われた信頼を回復すべく、「警察改革要綱」に掲げられた施策を全て実行に移してきた。さらに、平成17年12月には、国家公安委員会・警察庁において、警察改革に向けた取組みが不十分な点の改善を始めとした警察改革を持続的に断行するための指針が取りまとめられたことから、治安と信頼の回復に向けて、断固たる決意をもって警察改革の持続的断行に取り組んできた。

警察改革の取組みを始めてから10年が経過したことから、「警察改革要綱」及び「持続的断行」により示された施策を対象として、10年間の取組状況を総合評価し、今後の施策展開の方向性を明らかにすることを目的として行ったものである。

2 警察改革の経緯

- 平成11年9月～ 神奈川県警による「厚木事件」の発生など、全国警察で不祥事が相次いで発生
- 平成12年3月 国家公安委員会の求めにより、有識者による「警察刷新会議」が発足
- 平成12年7月 警察刷新会議が国家公安委員会あてに「警察刷新会議に関する提言」を提出
- 平成12年8月 国家公安委員会・警察庁が「警察改革要綱」を策定
- 平成17年12月 国家公安委員会・警察庁が5年間の総合評価を行い、「警察改革の持続的断行について－治安と信頼の回復に向けて－」を通達
- 平成22年9月 国家公安委員会・警察庁で10年間の警察改革への取組みについて取りまとめた「総合評価書」を策定

3 評価の対象とした施策

- 警察改革要綱（H12.8.25）
 - ア 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - イ 「国民のための警察」の確立
 - ウ 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - エ 警察活動を支える人的基盤の強化
- 警察改革を持続的に断行するための指針（H17.12.22）
 - ア 治安の回復
 - イ 幹部を始めとする職員の意識改革
 - ウ 不祥事の防止
 - エ 公安委員会の管理機能の一層の強化と警察改革の推進状況の不断の検証

4 評価の期間

平成12年から平成22年までの間（一部の統計は平成21年まで）

5 評価の要領

「警察改革要綱」及び「警察改革の持続的断行について－治安と信頼の回復に向けて－」に掲げられた各施策について、各所管課において、当該施策の推進状況をデータの活用等により明らかにした上、警察改革に関する公安委員会資料のほか、県民の意識調査結果等を引用し、その取

組状況を評価した。

6 評価を行う過程において使用した資料

(1) 宮城県公安委員会資料

平成22年5月12日の東北管区内公安委員会連絡会議資料(平成23年1月26日一部修正)として公安委員会が作成した「公安委員会の管理機能の充実と警察改革推進状況の不断の検証」(別添資料1)

(2) 警察改革に関する意識調査結果

- ・ 本県警察実施に係る意識調査については、平成22年11月17日から同22日にかけて、県警察運転免許センター(石巻・古川・仙南運転免許センターを含む。)に運転免許証の更新を受けるために来庁した県民411人に対し、警察改革に関する意識調査を実施した。
- ・ 警察庁実施に係る意識調査については、平成22年2月から3月にかけて、警察庁が一般国民に対し、全国一斉に警察改革に関する意識調査を実施した。

(別添資料2：警察改革に関する意識調査結果)

(3) 警察庁実施に係る全国警察署協議会委員意識調査結果

平成22年2月から3月にかけて、警察庁が全国の警察署協議会委員に対し、警察改革に関する意識調査を実施した。(別添資料3：警察改革に関する全国警察署協議会委員意識調査結果)

〈注〉本評価の中で、「県民の意識調査結果」及び「全国の意識調査結果」は別添資料2、「全国の警察署協議会委員の意識調査結果」は別添資料3に基づくものである。

～ 目 次 ～

第 1 「警察改革要綱」	1
1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化	1
(1) 情報公開の推進	1
ア 施策を示す訓令、通達の公表	1
イ 懲戒事案の発表基準の明確化	2
(2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	2
ア 文書による苦情申出制度の創設	2
イ 苦情処理システムの構築	3
ウ 苦情該当性の基準の見直し	3
(3) 警察における厳正な監察の実施	4
ア 監察体制の整備	4
イ 監察の強化	4
(4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化	5
ア 警察の行う監察をチェックする機能の強化	5
イ 補佐体制の確立	5
ウ 「管理」概念の明確化	6
エ 公安委員会の任期の制限	7
オ 公安委員会の活動状況	7
 2 「国民のための警察」の確立	 10
(1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応	10
ア 警察安全相談の充実	10
イ 告訴・告発への取組みの強化	12
ウ 職務執行における責任の明確化	13
エ 警察署協議会の設置	13
(2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	15
ア 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化	15
イ 犯罪のないまちづくりの推進	16
ウ 事故のないまちづくりの推進	19
エ ストーカー・DV問題等への対応	20
オ 児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化	23
カ 民事介入暴力対策の強化	26
(3) 被害者支援の推進	28
ア 犯罪被害給付制度の拡充	28
イ きめ細かな被害者支援の推進	28
ウ 犯罪被害者等支援のための総合相談対応窓口の設置	29
(4) 実績評価の見直し	30
ア 相談、保護、被害者対策の業務に対する適切な評価	30

3	新たな時代の要請にこたえる警察の構築	3 2
(1)	暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決	3 2
ア	銃器対策の強化	3 2
イ	薬物対策の強化	3 2
ウ	密入国対策の強化	3 3
エ	マネー・ローンダリング対策の強化	3 3
オ	執行力強化に向けた組織づくり	3 4
カ	専門的技術能力の向上のための訓練の充実	3 5
キ	内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進	3 5
(2)	サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化	3 6
ア	監視・緊急対処体制の整備強化	3 6
(3)	広域犯罪への的確な対応	3 7
ア	広域捜査支援システムの整備	3 7
(4)	安全かつ快適な交通の確保	3 7
ア	道路交通のIT化、バリアフリー化の推進	3 7
イ	凶悪化する暴走族に対する対策の強化	3 8
ウ	手続の簡素化による国民の負担軽減	3 8
4	警察活動を支える人的基盤の強化	4 0
(1)	精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上	4 0
ア	教育の充実	4 0
イ	執務執行の中核たる警部補の在り方の見直し	4 2
ウ	優秀かつ多様な人材の確保と活用	4 2
エ	女性警察官の積極的な活用	4 2
(2)	業務の合理化と地方警察官の計画的増員	4 3
ア	徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し	4 3
イ	効率性の追求	4 3
ウ	意見提案制度「提案.com(提案ドットコム)」の導入・活用	4 3
エ	国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員	4 3
(3)	活力を生む組織運営	4 4
ア	「伊達な警察」プロジェクトの推進	4 4
イ	厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善	4 4
ウ	表彰・報奨制度の充実	4 4
エ	能力・実績に応じた昇進・給与	4 5
第2	警察改革の持続的断行	4 6
1	治安の回復	4 6
(1)	街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進	4 6
ア	総合対策の推進	4 6
イ	意識調査結果	4 6
(2)	重要犯罪に係る捜査の強化	4 7
ア	捜査支援システムの整備	4 7

イ	科学捜査体制の強化等	4 7
ウ	適正な検視業務の推進	4 7
エ	合同・共同捜査の推進	4 7
(3)	振り込め詐欺対策の強化	4 8
ア	体制の強化	4 8
イ	取締り活動の強化	4 8
ウ	先制的抑止措置の推進	4 9
エ	官民一体となった予防活動の推進	4 9
オ	強化推進期間の実施及び強化日の設定	4 9
(4)	新たな治安事象への対応	5 0
ア	体制の強化	5 0
イ	インターネット上の違法・有害情報対策	5 0
ウ	生活経済、環境、風俗事犯対策	5 0
(5)	総合的な交通事故防止対策の推進	5 1
ア	高齢者に係る交通事故防止対策	5 1
イ	自転車安全施策の実施	5 2
ウ	飲酒運転根絶施策の推進	5 2
エ	シートベルト着用運動の推進	5 3
(6)	総合的な国際テロ対策の推進	5 3
2	幹部を始めとする職員の意識改革	5 5
3	不祥事の防止	5 6
(1)	会計経理の透明性の確保と監査の強化	5 6
ア	捜査費等に係る会計書類の適正な取扱い	5 6
イ	会計監査の実施	5 6
ウ	公安委員会への報告	5 6
エ	物品購入等の契約に重点を置いた監査の実施	5 6
(2)	会計経理に関する職員教育の強化	5 7
ア	適正経理の確保に関する指導	5 7
イ	会計経理に係る教養の実施	5 7
(3)	非違事案防止に重点を置いた監察の強化	5 8
(4)	非違事案に対する厳正な処分	5 8
(5)	幹部の管理監督責任の一層の自覚	5 8
4	公安委員会の管理機能の充実と警察改革推進状況の不断の検証	5 9
(1)	補佐体制の確立(前掲)	5 9
(2)	「管理」概念の明確化(前掲)	5 9
(3)	警察改革の推進状況に係る報告聴取と検証	5 9
ア	公安委員会への報告状況	5 9
イ	公安委員会による検証等	5 9

第3 総合評価	60
1 10年の取組状況	60
(1) 警察改革	60
(2) 治安の回復	60
(3) 意識調査結果	61
2 今後の警察改革に関する取組方針	61
(1) 警察改革の定着化・深化に向けて	61
(2) 治安水準の更なる向上に向けて	62
おわりに～警察改革の精神とは何か～	62

別添資料

- 1 公安委員会の管理機能の充実と警察改革推進状況の不断の検証
- 2 警察改革に関する意識調査結果
- 3 警察改革に関する全国警察署協議会委員意識調査結果

警察改革の推進状況

～ 10年の取組状況を総合評価～

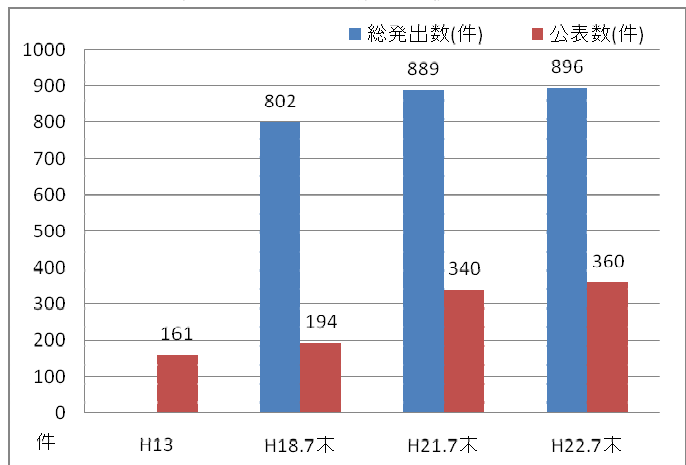
第1 「警察改革要綱」

1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

(1) 情報公開の推進

ア 施策を示す訓令、通達の公表

- 平成13年度から県警察等が情報公開条例の実施機関に加わることを前提として、
 - ・ 宮城県公安委員会情報公開条例施行規則
 - ・ 宮城県警察本部情報公開条例施行規程
 - ・ 宮城県警察情報センター設置運営要綱
 - ・ 行政文書開示事務取扱要綱を新たに策定
- 県警察等が情報公開条例の実施機関に加わった(H13.4)ことから、「文書閲覧制度運用要綱」(H13.5)を制定し、行政資料等の閲覧及び提供を開始
- 県民等からの警察情報センターの利用促進を図るため、公共工事の入札結果や公益法人に関する各種資料等、条例以外の他の法令に基づき公表することが義務付けられている行政資料の閲覧に関する規定を新たに加えて公表を推進
- 県警察等の「情報提供・公表制度運用要綱」を新たに制定(H17.7)し、ホームページ上に公表する文書件名及び行政資料のファイル名を掲示して、全国の国民に向けた閲覧及び情報提供を開始
- 「宮城県公安委員会及び宮城県警察の規程等の公表基準」(H18.12)を設け、警察本部各所属が所管している公安委員会規程、同規則、施策を示す訓令、通達の調査を実施して、その積極的な公表を推進
〈訓令・通達の公表数の推移〉
- 「施策を示す訓令・通達等の公表の徹底について（通達）」を发出し、保有している訓令、通達について警察情報の更なる公表を推進(H22.1)
- 県警察における訓令、通達の公表状況は、実施機関に加わった平成13年当時の公表数は161件であったが、平成18年7月末には194件、平成22年7月末には360件と着実に増加



評価の結果

① 効果

- 平成21年の県警察における訓令・通達の公表数は340件で、平成13年と比較して2倍以上に増加し、その取組みは着実に進展していると認められる。
- 訓令、通達の公表のほかに、犯罪の発生状況や子供、女性を狙った犯罪、振込め詐欺等の防犯情報など各種警察情報をホームページに掲載して積極的に公表している。

② 今後の施策展開の方向性

- 警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行を図るため、引き続き、施策に関する

訓令、通達の公表はもとより、非開示情報が含まれていない内部管理に関する訓令・通達についても積極的に公表し、より一層情報公開の推進を図る。

- 事件事故の発生状況や防犯情報などの各種警察情報についてもホームページに掲載するなどして積極的に公表していく。

イ 懲戒事案の発表基準の明確化

- 「懲戒処分 of 発表の指針の制定について」(H13. 1)に基づき、発表を実施
- 警察庁の「懲戒処分 of 発表の指針の改正」(H16. 4)に基づき、職務上の行為に係る懲戒処分は全件発表
- 事案の性質を考慮するとともに「懲戒処分 of 発表の指針」上の趣旨を踏まえながら私行上の非違事案(H17年2件、H19年1件)を発表
- 発表に際しては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行いながら、事案の概要、処分年月日及び処分内容について特段の事情がない限り、懲戒処分を科した後に速やかに発表

〈本県における懲戒処分者数〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
戒 告	3(1)	1			1		1(1)		1(1)			7(3)
減 給		3(2)	1(1)	1	1(1)	1(1)		3(3)	1(1)	1(1)		12(10)
停 職	1(1)	1(1)		1(1)		2(2)					1(1)	6(6)
免 職			1(1)		1		1					3(1)
合 計	4(2)	5(3)	2(2)	2(1)	3(1)	3(3)	2(1)	3(3)	2(2)	1(1)	1(1)	28(20)

※ () 内数で、私行上による懲戒処分者数を示す。

〈本県における懲戒処分 of 発表状況〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
発 表 数	2(2)	4(2)	1(1)	2(1)	1	2(2)	1	1(1)			1(1)	15(10)

※ () 内数で、私行上による懲戒処分者数を示す。

評価の結果

① 効果

- 警察庁から「懲戒処分 of 発表の指針」が示されて以降、指針に沿って適時適切に発表を行った。

② 今後の施策展開の方向性

- 処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するための必要な配慮を行いつつ、引き続き、「懲戒処分 of 発表の指針」に基づいて適時適切に発表を行う。

(2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

ア 文書による苦情申出制度の創設

- 警察法第79条(苦情の申出等)に基づき、「宮城県公安委員会苦情取扱規程」を制定(H13. 6)し、公安委員会における苦情の取扱いを明確にして適正な処理を推進
- 苦情取扱規程では、文書による苦情のほか、その他の苦情(ファクシミリ、メール等)についても受理し対応
- 警察法の規定する苦情及びそれ以外の公安委員会あての苦情は、その都度公安委員会に報告し適切に対応

- 警察あての苦情については、警察安全相談・苦情取扱要綱を制定(H13.5)し、苦情の定義を定めて、受理から解決までの一元的な管理と各級幹部による責任の下、迅速的確に処理
- 警察あての苦情(警察法上の苦情以外の苦情)は、本部長に報告され、その処理結果は文書又は口頭など適宜な方法により申出者に対して通知するとともに、これらの結果を公安委員会に報告
- 事実に基づかない苦情や、長時間かつ執拗なクレーマーなどからの苦情受理に当たっては、対応方法などについて検討し、効率的な制度運営に努めているほか、業務負担の大きい担当者に対して、表彰を実施するなど苦情担当者の精神的な負担に配慮
- 事例
 - ・ 平成21年1月、閉庁日に警察署を訪れたところ、署員に声をかけても無視された。カウンター上は雑然とヘルメットなどの物が置かれていたという苦情を受けて、閉庁日であっても緊張感を持って勤務に当たることについて指示し、スチール棚を設置して、環境整理を実施
 - ・ 平成22年7月、被害届を提出のため交番に行ったところ、警察官は面前で対応せず奥の部屋でパソコンを操作していたが、面前で被害届を作成すべきではないのかとの苦情を受けて調査したところ、被害届を作成する端末が奥の執務室に設置されていることから、見張り室内でも被害届が作成できるように機器を整備

イ 苦情処理システムの構築

- 平成15年1月1日から警察庁情報管理システムによる相談・苦情管理業務が導入されたことに伴い、警察安全相談・苦情取扱要綱を改正(H16.3)し、苦情に関する情報を一元的に管理するとともに、効果的な運用を推進
- 平成21年4月、県独自の苦情処理システムを構築(H21.4)し、組織的管理及び指導教養を徹底して適切な処理を推進

公安委員会の意見

- 苦情処理制度の運用について
現状での運用は適切である。

苦情の申し出が容易にできる体制、苦情の全てが上部に報告される体制が大切である。苦情内容は警察職員のヒューマンコミュニケーション能力の欠如に由来することが多く、制度運用とともに他者理解能力向上を図る必要がある。

ウ 苦情該当性の基準の見直し

- 警察安全相談・苦情取扱要綱を改正(H21.3)し、苦情の定義について警察法第79条に規定する苦情の解釈・運用基準に沿った表現とし、苦情の処理結果などの報告要領を変更
- 平成19年から平成21年までの一部期間において、苦情として受理した事案であっても調査結果、適正な職務執行で、かつ申出人が納得したものについては、苦情受理件数として計上しなかったが、苦情として申出のあった事案については、職務執行の適正か否かにかかわらず、全てを苦情受理件数に計上するように改正し、苦情該当性の基準を見直し

(申立て件数)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
公安委員会	13	14	22	15	32	21	10	12	4	19
警察	126	179	138	180	197	111	142	146	170	240
計	139	194	160	195	229	132	152	158	174	259
指数	61	85	70	85	100	58	66	69	76	113
全 国	11,672	13,886	10,545	10,073	10,353	9,326	8,128	7,125	7,167	—
指数	84	100	76	73	75	67	59	51	52	—

※ データは、警察法の一部改正により苦情申出制度が創設された平成13年以降とした。
 ※ 平成19～21年までの警察に対する苦情受理件数は、見直し後の基準に基づき修正したものを計上した。

評価の結果

① 効果

- 苦情申出制度による法定苦情はもとより、警察に対する苦情も組織的に管理されてほぼ適切な処理が行われている。
- 警察側に非があると認められる苦情については、職務執行や業務改善等に反映されている。

② 今後の施策展開の方向性

- 県民に対する意識調査では、「より信頼される警察となるために力を入れるべき施策」として「警察職員の職務執行に対する苦情の適切な処理」と回答した県民（29.9%）が約3割を占めるなど、苦情への適切な対応を望む県民の声が高いことから、引き続き、苦情の一件一件に丁寧に対応するとともに、その迅速な処理を行うなど、苦情申出制度の適切な運用を図る。
- 「苦情取扱状況」（平成22年上半期）を報告した公安委員会全体会議の席上、委員から、「現場の警察官が「各種取扱い（職務執行）が苦情に発展するのではないかと萎縮してはいけない。」との意見もあり、いわゆるクレマー的な一部の苦情に職員が正当な職務執行を躊躇し、県民の生命や安全等に支障を生じさせることがあってはならないことから、職員が正しい法令の知識等を習得するとともに、自信を持って職務執行ができるよう、教養の充実に一層努める。

(3) 警察における厳正な監察の実施

ア 監察体制の整備

- 「警務部参事官兼監察官室長」を新設（H13.3）（職名を首席監察官に改称H18.3）し、警視正職（H13.4）として監察の事務につき署長を指揮監督できることを明確にするとともに、監察部門の独立性を確保
- 平成10年以降、各部門に監察官を配置（管理官兼務）し、専門分野における監察機能を強化（H19.3部内監察官を2人増員）
- 平成12年1月以降、各部庶務担当課に企画指導監察係として警部補を配置して部門監察官の補助に当たっており、専門分野における監察機能を充実（H21.12末現在11人）

イ 監察の強化

- 全警察署を対象に毎年度1回、9月から12月までの間に総合監察（業務・術科監察）を実施しているほか、非違事案の発生状況等を踏まえた随時監察を実施（人事異動期、行楽期、夏季、年末年始等は特別強化期間）
- 監察で指摘された改善等を要する点は、受監所属から改善措置状況について書面で報告を受け、次期監察や業務指導において検証を実施
- 四半期ごとに警察庁・管区警察局による監察の受監結果や本県監察の実施結果について総合運営会議に報告するとともに、その内容を執務資料「監察だより」等で全所属に通知して各所属の業務管理等の自主点検に反映
- 過去3年以上、監察が未実施となっている交番・駐在所には、優先的に随時監察を実施し、規律の保持と業務管理を徹底



【術科監察の状況】

〈随時監察の実施状況〉

年度別	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
随時監察 (回 数)	171	252	235	154	179	224	227	259

評価の結果

① 効果

- 警務部参事官(監察)が地方警務官に格上げされた(H13.4)ことで、本部所属等に対する指導力が強化されたほか、監察の立場から意思が反映されやすくなった。
- 非違事案に対する厳正な対応や未然防止に重点を指向した監察の実施により、平成19年以降の業務上の懲戒処分者はないものの、私行上も含めると依然として根絶には至っていない。

② 今後の施策展開の方向性

- 非違事案の防止に重点を置いた職場教養や厳正な監察を推進し、警察業務の能率的な運営と職員の規律の保持に努める。

(4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化

ア 警察の行う監察をチェックする機能の強化

(ア) 公安委員会に対する監察の実施状況等の報告

- 監察に関する規則(国家公安委員会規則)に基づき、公安委員会に対して年度末には翌年度の監察実施計画を報告し、監察の実施状況については四半期ごとに報告
- 監察実施計画は、警察庁・管区警察局が行う監察計画、総合監察、随時監察及び関連する監察業務について報告(H21.3.18報告)
- 監察の実施状況は、四半期ごとに警察庁・管区警察局の監察受監状況、総合監察、随時監察の実施状況について報告(H21中～2.4、4.22、7.15、10.14報告)

(イ) 監察事案の報告

- 監察事案の報告は、警察法第56条第3項に基づき、懲戒処分相当事案及び社会的な反響の大きい事案(警察庁報告事案)について事案発生都度、事案概要、処分量定、処分結果の各段階ごとに公安委員会に報告。処理に長期を要する事案については、その経過を随時報告しているほか、緊急を要する場合や懲戒処分相当以外の事案でも報道が予想される場合は、各委員に迅速に電話により報告
- 懲戒処分以外の事案(内部処分)については、四半期ごとに発生件数、処分人員、処分量定等について報告
- 上記報告のほか、必要に応じて非違事案防止対策の取組状況等について公安委員会に報告

公安委員会の意見

- 監察の実施状況報告等の適切性について
報告は四半期毎に実施され、さらに必要に応じ随時報告されており、現状での報告は適切である。
監察実施の意義が組織末端まで更に浸透すること、発生原因を分析すること、実施後の改善確認や改善点の定着について工夫することが大切である。
- 監察の指示の実施について
平成12年の警察法改正により公安委員会は必要があると認められるときは県警察に対して具体的又は個別的な事項にわたる指示ができることとされたが、これまで指示の実施には至っていない。

- 平成22年12月、仙台北警察署、泉警察署に対する総合監察を実施した際、それぞれ公安委員が同行の上、監察の実施状況を視察

イ 補佐体制の確立

- 公安委員会補佐室を新設(H13.3)し、補佐体制を強化。現体制は、室長以下、補佐1、係長2の4人体制

公安委員会の意見

○ 公安委員会の補佐体制について

本県の補佐体制に大きな問題は認められない。

即時24時間の連絡体制が確立されている。委員からの調査依頼には1週間以内に対応がなされている。

○ 補佐体制が警察職員からなることに大きな問題はない。

- ・ 公安委員会がその管理機能を十分に発揮するためには、警察の徹底した情報開示、県民の目線に立った真摯な議論、両者間の適切な緊張関係の保持が不可欠である。
- ・ 上記は、補佐体制の意識や能力・立場の理解力、公安委員の意識・言動・あり様、会議の進め方等によって左右されるところが大きい。
- ・ 本県の場合は、これらが円滑に機能しており、補佐体制が県警本部との「兼務」であることによる管理機能への弊害は認められない。
- ・ むしろ、警察業務に精通していること、迅速な事務対応が可能であること、組織的な対応が円滑に進むこと等の利点が多い。
- ・ 補佐体制を独立させた場合は、効率性の低下・組織の肥大化等の弊害を招くおそれがある。

ウ 「管理」概念の明確化

- 公安委員会による警察の管理とは、公安委員会が警察行政の運営に関する大綱方針（事務の運営の準則その他事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法）を定め、警察行政の運営がその大綱方針に即して行われるよう警察に対して事前事後の監督を行うこととされているところ、宮城県公安委員会では、平成13年2月に「宮城県公安委員会運営規則」を改正し、同規則6条に「委員会は、会議の議決によりその権限を行う。」、「委員会は、県警察の事務において、その運営の大綱方針を定めるものとする。」、「委員会は、県警察の事務の処理が大綱方針に適合しないと認めるときは、本部長に対し、必要な指示をするものとする。」などの権限行使を定め、「管理」の概念を明確化
- 会議の充実を図るために、宮城県公安委員会の会議に関する委員長決定事項を定め(H21.11)、会議名を「全体会議」「個別審議等会議」「委員会議」とし、審議・報告事項等の区分を明確化

会議等の種別

～公安委員会資料より～

○ 全体会議（委員、警察本部長ほか各部局長等の出席）

県警の運営指針等大綱方針の策定、条例改正その他委員会の決定が必要と認められる審議事項、県内の各種犯罪実態・交通事故実態、防犯・摘発活動状況、実施結果等の報告事項を議事とする。

○ 個別審議等会議（委員、議事にかかる事務を所掌する課長等の出席）

専決規程に基づき、委員会の審議が必要とされている事項及び報告が必要とされている事項、その他委員会に報告が必要と認められる事項を議事とする。

○ 委員会議（委員のみの出席）

委員会の活動等に関し、委員により協議する事項を議事とする。

○ 定例会議以外での警察業務等の説明・報告の実施

「全体会議」「個別審議等会議」での議事以外に、公安委員会が必要と判断した警察業務・施策等の説明・報告を各部局に要請し、定例会議以外の場合において説明・報告を受けるもの。

具体例：平成15年度から平成20年度までの捜査報償費の執行状況（総務部会計課）、交番・駐在所連絡協議会の実態と開催状況等（地域部地域課）、警察学校における教養カリキュラムの内容（県警察学校）、再任用職員、交番相談員、警察安全相談員等の採用実態（警務部警務課）、非違事案の絶無に向けた対策と監察を実施しての効果（警務部監察課）、年度予算の執行状況（総務部会計課）ほか

エ 公安委員会の任期の制限

- 警察法の一部改正(H12)により、都道府県公安委員会については、1期3年、最長3期までとする委員の再任制限に係る規定が設けられ、法改正以降、1期での退任が1人、2期での退任が3人、3期での退任が3人

オ 公安委員会の活動状況

(ア) 定例会議における審議の活発化

- 平成21年は、39回の全体会議・個別審議等会議を開催し、23件の審議、200件の報告のほか、941件の決裁を実施。会議内容は、委員の発言などを含め、公安委員会ホームページに掲載

〈定例会議の開催回数及び平均開催時間(分)〉

		H13	H17	H21
本 県	回 数	34	36	39
	平均時間	—	139	183
全 国	回 数	—	37.2	38
	平均時間	—	157.1	172



【定例会議の状況】

～公安委員会資料より～

確実な委員会業務の遂行

○ 委員の構成

5名の委員により構成、平成22年は経済界2名、研究・教育界1名、法曹界1名、精神医学界1名：全国の構成比と同率

○ 警察法に基づく業務の遂行

県警察の管理（具体例：宮城県警察運営大綱方針の策定と基本方針審議ならびに進捗状況報告審議、監察・監査対応、訟務関連対応、本部長評価対応、取調べの適正化対応など）、他の都道府県警察間との相互援助関連対応、警察署協議会委員の委嘱、公安委員会に対する苦情申出の受理及び処理結果の通知など

○ 他の法令で定められた業務の遂行

犯罪被害者等給付金の支給裁定、ストーカー行為等に対する禁止命令等の実施、留置施設視察委員会委員ならびに犯罪被害者支援審議会委員等の任命、各種許認可関連対応、運転免許の取消し、交通規制の実施など

(イ) 定例会議以外の活動の実施

〈定例会議以外の活動状況(日数)〉

- 平成22年中の定例会議以外の活動日数は124日で、延べ198人の委員が出席し、その活動を通じて現状等を把握しながら、管理機能の充実強化や職員の士気高揚を促進
- 主な委員会活動

	H13	H17	H21	H22
本 県	56	59	110	124
全 国	—	53	76.5	—

宮城県議会本会議への出席、警察署等への巡回及び職員との座談会の開催、交通安全大会等の各種大会・式典への出席、東北各県並びに全国の公安委員会との連絡会議への出席、教育委員会及びPTA協議会等との意見交換会の開催など



【鑑識課の視察状況】



【駐在所への巡回実施】

～公安委員会資料より～

定例会議以外の活動の展開

○ 警察活動等の実態把握

県内警察24署・交番・駐在所、警察隊、警ら隊督励、本部内各部所視察、第一線の警察職員・表彰警察官・駐在所夫人・女性警察官との意見交換、警察署長会議への出席・意見交換、警察署協議会並びに代表者会議への出席・意見交換、留置施設視察委員会への陪席、術科等大会への出席、警察学校式典出席、警察学校講話、警察刷新の日講話、県警ヘリ搭乗地震被災地視察、管区警察学校視察ほか

○ 警察活動への理解や協力要請

知事・市長・県議会正副議長との意見交換、教育委員会・PTA協議会・犯罪被害者支援センターとの連携、NHKテレビならびにラジオでの「安全・安心一口メモ」の放送要請、年末繁華街巡視による治安意識啓発、経済団体への講演、高等学校長会への講演ほか

○ その他の活動

県議会への出席、公安委員会表彰の授与、インドネシア警察幹部らとの意見交換、来県の国家公安委員長ならびに国家公安委員との意見交換、来県の警察庁長官との意見交換、警察に対する県民の要望アンケート調査実施、警察職員の心身の健康に関するアンケート調査実施、大学生との協働による子どもと女性の犯罪被害防止活動、保護司選考会出席、刑務所視察、飲酒運転根絶大会出席、組織暴力追放大会出席、交通安全運動大会出席、殉職警察官慰霊式出席、永年勤続警察職員表彰式出席ほか

評価の結果

① 効果

- 監察実施結果に対する改善状況、懲戒処分時の処分量定等の報告に対して公安委員会から質問や意見がなされるなど、チェック機能の実効性が確保されている。また、懲戒事由に係る事案の報告により、公安委員会の管理機能の充実が図られている。
- 公安委員会の専従補佐体制が整備、強化されるとともに、委員の管理機能の強化に関する意識が高まったことなどにより、従来以上に県警察運営指針等の決定や指示、意見を行い、それらの結果についても検証を行っている。
- 公安委員会の管理機能の強化に伴って、公安委員会全体会議の平均開催時間が増加するなど審議の充実が図られたと認められる。また、全体会議以外の各種行事への出席、警察署等に対する巡回や職員との意見交換、教育委員会との意見交換等各種活動を積極的に展開し、警察活動に関する提言等も活発に行われるなど公安委員

会の審議、活動がより一層充実した。

② 今後の施策展開の方向性

- 警察の行う監察に対する公安委員会のチェック機能が強化されたことにより、警察行政の自浄機能の強化が図られていることから、引き続き、公安委員会に対する報告を適時適切に行う必要がある。
- 公安委員会が管理機能を十分に発揮できるよう、引き続き、補佐体制の充実・強化に努める。
- 県民に公安委員会の活動をお知らせするため、公安委員会ホームページの迅速な更新に努めるとともに、定例会議の会議録や公安委員会活動の状況を分かりやすく公表する。

2 「国民のための警察」の確立

(1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

ア 警察安全相談の充実

(ア) 体制の強化

- 宮城県警察相談センターを設置(H13. 4)し、相談・苦情の総合的な窓口のほか、その集約及び処理状況を管理
- 仙台市内5警察署及び塩釜、岩沼など10警察署の生活安全課に相談係を新設(H13. 4)

〈警察安全相談員の推移(人)〉

	H13	H22	H22地方財政計画上の容認数	H22充足率
宮城県	3人	10人	19人	52.6%
全 国	—	893人	1,429人	62.5%

- 平成22年の警察相談担当者は、警察本部に82人、県下24警察署に264人の合計346人を指定。平成14年と比較すると警察本部で43人(110.2%)、警察署で61人(30.0%)の合計104人(43.0%)増加
- 平成22年の警察安全相談員(非常勤職員)は10人で、平成13年と比較すると7人増加。しかし、警察庁から示されている地方財政計画上の19人に対し、平成22年は10人にとどまり、その充足率は全国30位の状況

(イ) 組織的な対応の徹底

- 「警察安全相談・苦情取扱要綱」を制定(H13. 6)し、「困りごと相談」を「警察安全相談」に改称の上、相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止活動を徹底
- 業務の効率化を図るため、「警察安全相談・苦情取扱要項の改正について(通達)」(H16. 3)を発出し、「警察安全相談受理簿」の備付け等の改正を実施
- 平成21年度の組織機構改編により、相談及び苦情業務が、総務部県民広報課に移管されたことに伴い「警察安全相談及び苦情取扱要綱の改正について(通達)」(H21. 3)を発出し、警察安全相談の受理・処理について、警察本部において総括責任者は総務部長、副総括責任者は県民広報課長とし、警察署においては取扱責任者は副署長又は次長、取扱副責任者は生活安全課長とし、その任務を明確にして個別の相談が組織的に受理・処理される仕組みを構築
- 「警察による相談業務の更なる充実強化について(通達)」(H22. 3・H22. 6)を発出し、
 - ・ 所属長による指揮監督の徹底
 - ・ 相談主管課以外の警察本部の所属、若しくは警察署の課等に持ち込まれた相談であっても組織的な管理を徹底
 - ・ 当直中に受理した相談・苦情の適正な受理などを盛り込み相談業務の充実強化
- 上記通達により、相談対応に係る不適切な事案を防止し、相談の組織的な対応を徹底するため、警察安全相談・苦情取扱要綱により相談の受理・処理等要領を明確にし、全職員に対し受理した相談については、相談受理簿、同受理票等の全件記録化の徹底を指導
- 相談・苦情管理システムを活用し、過去の相談等の検索、継続的な対応が必要な事案の措置状況の確認等、相談業務の管理を効率的に実施

(ウ) 関係機関・団体との連携

- 相談関係機関によっては、対応体制が脆弱なところも散見され、特に
 - ・ 夜間・休日の対応体制の整備
 - ・ 円滑で効率的な相談の引き継ぎの整備などは今後の課題

- 「相談業務関係機関ネットワーク連絡会議」を発【相談業務関係機関ネットワーク連絡会議】



足(H13.5)し、各機関との連携強化と迅速円滑な引継ぎを実現するため、毎年継続的に開催(H22.9.15開催)

(エ) 相談業務に係る表彰

- 相談者等の立場に立った適切な対応を行い、犯罪の予防、市民応接等の功労があった職員に対して積極的に賞揚措置

〈平成21年中における相談業務に関する賞揚状況〉

個人							
本部長賞		部長賞		課長賞		署長賞	
件数	受賞者数	件数	受賞者数	件数	受賞者数	件数	受賞者数
1	2	1	10			5	7

(オ) 相談業務に係る研修の実施等

- 毎年開催されている「警察安全相談員研修会」及び「交番相談員研修会」において、相談業務に従事している職員を派遣して警察安全相談の現状と適切な対応要領についての教養を実施。各種専科教養においても警察安全相談等の適正な処理についての教養を実施しているほか、各警察署においても相談担当者等を対象とした研修会や実戦塾を開催し、適正な対応を推進

- 相談業務における警察相談専用電話(＃9110)及び各警察署の相談窓口については
 - ・ ホームページの活用
 - ・ 自治体広報誌への掲載
 - ・ 街頭におけるリーフレット等の配布

等により広報啓発活動を実施

- 「警察相談の日(毎年9月11日)」の前には、各警察署において警察総合相談電話等の利用促進等に関する広報活動を展開

〈相談の受理状況〉

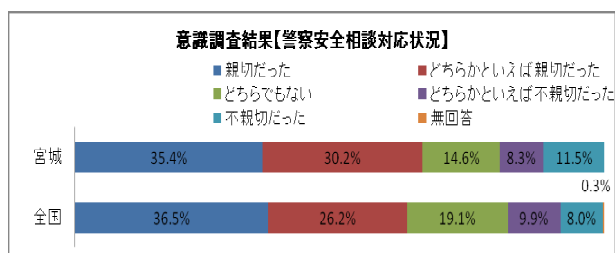
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
本 県	9,292	16,343	22,267	34,125	32,199	23,433	21,471	19,501	18,666	17,832	19,825
指数	100	176	240	367	347	252	231	210	201	192	213
全 国	744,543	930,228	1,058,772	1,519,156	1,800,670	1,448,710	1,394,227	1,290,089	1,382,811	1,335,745	—
指数	100	125	142	204	242	195	187	173	186	179	—

※特徴：平成21年の相談受理件数は、10年前の平成11年の3.4倍で職場や近隣での悩み、犯罪の被害防止、インターネット上における取引や契約などに関するもので半数を占めている。

○ 相談から検挙に至った事例

平成16年1月、専門学校的女子学生から警察署の非常勤職員の相談員に、「彼氏の暴力と金遣いの荒さから別れたい。」との相談がなされたが、相談者の態度に落ち着きがなく、内容も曖昧であったことから、裏に隠された真の相談を親身になって聴取した結果、相談者は心を開き、数時間前に彼氏に覚せい剤を注射されたことや彼氏から覚せい剤を預かり自室に保管している旨を話したため、これを担当係に引き継ぎ、相談者及び関係者数名を覚せい剤取締法違反として検挙した。

※ 意識調査では、相談をした際の警察の対応についての質問に対し、「親切だった」、「どちらかといえば親切だった」が65.6%(全国62.7%)で、「不親切だった」、「どちらかといえば不親切だった」の19.8%(全国17.9%)を大きく上回っているが、不親切だったなどとする県民が相当数いることから、引き続き、適切な対応を行う必要がある。



評価の結果

① 効果

- 警察相談窓口の設置、体制の強化、相談関係ネットワーク連絡会議の構築等により、警察安全相談の充実がほぼ図られている。
- 警察における相談業務は、警察本部を含め各警察署において、夜間・休日においても対応しているほか警察安全相談以外に関する相談等についても真摯に対応している。
- 一方で、石巻市における殺傷事件のように、相談後に重大事件に発展した事例や、適切な相談対応がとられなかったとして苦情申出があった事例もみられたところであり、相談への適切な対応について徹底する必要がある。

② 今後の施策展開の方向性

- 警察安全相談員の警察署配置率をより一層高めて、引き続き、相談者への適正かつ誠実な対応を図るとともに、適切な相談業務を推進する。
- 相談関係機関ネットワーク連絡会議がより一層機能するよう、引き続き、参画する関係機関・団体との連携を強化する。
- 県民に対する意識調査によると、「相談したときの警察の対応」について、回答者の19.8%が「不親切だった」、「どちらかという和不親切だった」と回答していることから、引き続き、相談業務担当者を始めとする職員に対する相談への誠実な対応に関する指導教養の徹底を図る。
- 受理した相談の内容、取扱状況等の記録化、所属長への報告を徹底し、更なる相談業務の組織的な管理の徹底を図る。
- 平成21年の110番総件数の約2割が相談等の緊急を要しない通報であることから、警察相談専用電話（＃9110）の広報活動を一層展開し、更なる利用促進を図る。

イ 告訴・告発への取組みの強化

- 毎年2月「告訴・告発処理強化月間」（H13～）を実施し、告訴・告発事件の迅速適正な処理を推進
- 上記月間の準備期間としている毎年1月「検察・警察協議会」を開催（H13～）し、懸案の告訴・告発事件処理の方向性等を協議
- 「認知・未処理告訴（発）事件の捜査状況に関する定期報告（通知）」（H18.10）を発出し、告訴、告発事件の取扱いの適正化と迅速適正な処理を推進

〈告訴・告発の受理・処理・未処理件数〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受理件数	58	68	84	88	86	82	82	81	76	78	62
処理件数	19	28	35	34	30	37	37	29	28	32	28
処理率(%)	32.8	41.2	41.7	38.6	34.9	45.1	45.1	35.8	36.8	41.0	45.2
未処理件数	39	40	49	54	56	45	45	52	48	46	34

※ 本県警察における平成21年の告訴・告発の処理件数は32件で、平成12年に比べて68.4%増加している。全国警察における平成21年の告訴・告発の処理件数は1,931件で、平成12年に比べて28.8%減少しており、処理率は平成21年42.5%である。

※ 全国との対比は、全国データが平成21年までであるため、その年を基準とした（以下同様の対比において同じ。）。

評価の結果

① 効果

- 平成21年の告訴・告発事件処理件数は、平成12年より13件（68%）増加しており、振り込め詐欺等の新たな治安事象に追われながらも限られた体制の中で、その処理率については、8ポイント上回った。
- 一方で、未処理件数がピーク時よりは減少しているとは言え、長期末処理事件（受理

後1年以上経過したもの)は、未処理事件数の63%を占め、全体的に処理が停滞している状況である。

② 今後の施策展開の方向性

- 告訴・告発指導官による業務指導を実施するなど、告訴・告発事件の適正かつ迅速な捜査を推進する。

ウ 職務執行における責任の明確化

- 「宮城県警察職員の名札着用要領の制定について(通達)」に基づき、窓口職員等の名札の着用を実施(H13.6)
- 「宮城県警察職員の名札着用要領の一部改正について(通達)」(H21.4)において、名札の交付申請要件に、臨時職員等が名札を着用する業務に従事する場合を加えるなど所要の改正を実施
- 全警察職員に貸与している名札について、婚姻等による改姓、経年劣化等によるき損、さらに紛失等、各届出に対応して名札を再貸与し、適正な貸与及び管理業務を推進
- 「警察手帳等の取扱いに関する訓令」(S56.6)に基づく警察手帳について貸与替えとなる職員について証票を更新し、適正な貸与及び管理業務を推進
- 警察手帳の携帯、呈示等に関する根拠等をまとめた資料により警察手帳の呈示を職員に徹底
- 窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装、警察手帳の形状変更のそれぞれの効果は、警察庁が平成22年2月に都道府県警察に対して調査を実施した結果、職責の自覚が促されて、事後の問い合わせ等が円滑になされるようになったなどの効果が多数見られたとして取りまとめており、本県においても名札の着用、識別章の着装について問題が生じた事例はなし。

評価の結果

① 効果

- 窓口職員等の名札の着用、警察手帳の呈示を徹底し、警察官等の職務執行における責任の明確化と職責の自覚がほぼ促されている。

② 今後の施策展開の方向性

- 職務執行における責任の明確化、適正な対応が担保されるよう、引き続き、本施策の意義等を理解させるとともに、窓口職員等の名札の着用、警察手帳の呈示等の周知徹底を図る。

エ 警察署協議会の設置

(ア) 設置状況

- 警察法改正により、警察署協議会条例(H13.3)及び警察署協議会に関する規則(H13.4)を公布
- 平成13年6月1日、県下全警察署において委嘱状交付式及び第1回協議会を開催
- 平成13年11月14日、県下全警察署の会長等の出席による警察署協議会代表者会議を開催(以後毎年開催)

(イ) 委員の構成(H22.6.1現在)

- 総委員数204人(定数205人)うち女性委員数61人(29.9%)
- 分野別の委員構成は、
主婦・無職53人(26.0%)、会社(役)員51人(25.0%)、自営業27人(13.2%)、団体(役)職員6人(2.9%)、農林漁業16人(7.8%)、教育関係12人(5.9%)、医療福祉関係12人(5.9%)、僧・神職10人(4.9%)、公務員等8人(3.9%)、大学生・大学院生4人(2.0%)、報道関係3人(1.5%)、弁護士1人(0.5%)、洋画家1人(0.5%)
- 年齢別の構成は、
19歳以下1人(0.5%)、20歳～29歳3人(1.5%)、30～39歳1人(0.5%)、40～49歳17人(

8.4%)、50～59歳60人(29.4%)、60～69歳85人(41.7%)、70歳以上37人(18.1%)

最高年齢79歳、最低年齢19歳、平均年齢60.3歳

(ウ) 開催状況

- 各署ホームページに開催結果(議事概要等)を掲載
- 幅広い分野からの委員の委嘱による警察署協議会活動の活性化及び協議会における要望・意見を業務運営に反映
- 防犯ボランティア団体のユニホーム着用(大河原署)、栗原市内の23郵便局との安全協定の締結(築館・若柳署)等、警察署協議会の提言を生かした警察運営を実施



【警察署協議会代表者会議】

〈協議会の開催状況〉 H21. 6. 1～H22. 5. 31

〈委員の年数別構成〉 H22. 6. 1

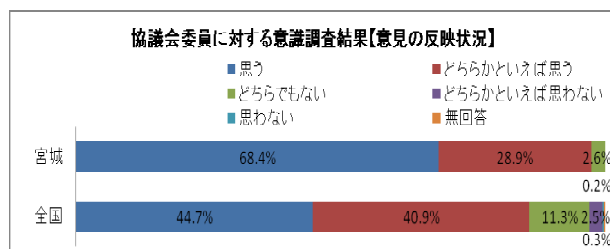
〈女性委員の比率〉 H22. 6. 1

	平均開催時間	平均開催数	出席率
本 県	108.8分	3.8回	88.2%
全 国	108.7分	3.8回	89.9%

	1 期 目	2 期 目	3 期 目
本 県	20.6%	41.7%	37.7%
全 国	47.0%	39.5%	13.5%

	女性委員
本 県	29.9%
全 国	36.0%

※ 警察署協議会委員に対する意識調査では、「警察署協議会での意見等が警察署の業務運営に反映されていると思うか」との質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した委員97.3%(全国85.6%)であり、「思わない」、「どちらかといえば思わない」と回答した委員2.8%を大きく上回っており、警察署協議会が警察署長の諮問機関としての本来の役割を果たしていると認められる。



評価の結果

① 効果

- 警察署協議会委員の提言を受け、必要な予算措置を講じた上で防犯ボランティア団体が揃いのユニフォームを着用して活動するなど、各警察署において提言を生かした警察運営が行われていると認められる。
- これまで(H22. 6. 1まで)の協議会1回あたりの平均開催時間は108.8分、出席率は88.2%となっており、年間平均開催回数は1警察署協議会あたり3.8回となっていることから、十分な協議時間・回数と委員の出席がなされていると認められる。
- 警察署協議会委員に対する意識調査でも明らかのように、同協議会が警察署長の諮問機関としての本来の役割を果たしているほか、警察と地域住民等との連携を強化するきっかけの一つとなっていると認められる。

② 今後の施策展開の方向性

- 警察署協議会が、今後も地域住民の要望・意見を警察署の業務運営に反映させる場として有効に機能するよう、引き続き、幅広い分野・年齢層から委員が委嘱されるよう努めるとともに、警察署長自らが、その運営に積極的かつ主体的に取り組み、住民への説明責任を果たす一方で、委員からの要望・提案を積極的に警察署運営に取り入れるようにする。
- 女性委員の占める割合が約30.0%であり、全国平均36.0%を下回っていることや、平成15年3月に策定された「宮城県男女共同参画基本計画」による平成22年度までの県の審議会等委員女性割合の達成目標(40%)の趣旨を踏まえ、今後、積極的に女性委員への委嘱を行っていく。

(2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

ア 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

(ア) 空き交番の解消

- 交替制の交番は、6人以上(1当務2人以上)の警察官を配置して交番体制を強化し、空き交番を解消
- 交番・駐在所の統廃合
 - ・ 平成15年度：11駐在所を廃止し、4交番を新設
 - ・ 平成16年度：1交番41駐在所を廃止し、6交番を新設

〈交番相談員数の推移(累計)〉

	H13	H22	H22地方財政 計画上の数	H22 充足率
宮城県	9人	26人	132人	19.7%
全 国	2,091人	6,213人	11,192人	55.1%

- 交番相談員の増員により交番機能を強化。しかし、交番相談員については、警察庁から示されている地方財政計画上の132人に対し、平成22年度(累計)は26人にとどまり、その充足率においては全国最下位の状況

(イ) 駐在所の再評価

- 公募人事制度による駐在所常駐勤務希望者の調査と把握
- 昇任資格考査における加点及び職員表彰の実施
職員表彰(本部長表彰)～駐在所勤務5年以上・勤務成績優良
- 駐在所等協力家族報奨金の支給(1世帯当たり月77,000円)等
- 家族表彰の期間短縮(本部長感謝状～5年から3年へ短縮)
- 駐在所施設の建て替え(H13～H21まで147か所中37か所を建て替え)
- 平成18年度末までに、勤務員が不在時でも赤外線センサーで侵入者を検知し、自動的に通報する機能を付加した「非常通報装置」を全駐在所等(148か所)に整備
- 平成12年から平成21年までの10年間の全国の平均同伴率が75.8%に対し本県は72.9%で全国平均を2.9ポイント下回っている状況

(ウ) パトロールの強化

- 機動警ら隊の新設(H13.3)、パトカー・交番等の常時赤色灯点灯(H21.12)、職務質問技能指導班の体制強化(H22.4)、犯罪の抑止と検挙向上を図るため年2回の職務質問強化期間の実施等により、地域警察官による犯罪の抑止と検挙活動を強化
- 地域警察官の職務質問技能を高め、職務質問による各種犯罪の検挙の向上とともに職務質問技能の伝承を図るため、「職務質問技能指導官等の運用等に関する要綱の制定について(通達)」(H22.3)を発出
- 県警察学校における職務質問専科の実施及び職務質問全国専科等へ派遣し、職務質問技能を向上
- 若手警察官を中心とした各種研修会を開催し、職務質問技能の向上を含めた職務執行力を強化
- 街頭における犯罪検挙活動を強力に推進した結果、平成21年の本県の刑法犯認知件数は25,859件で、平成12年に比べ21,348件(82.6%)減少したほか、全検挙件数に占める地域警察官の検挙構成率は1.6ポイント増加、全検挙人員に占める地域警察官の検挙人員構成率は9.8ポイント増加



【職務質問実習】

〈地域警察官による検挙状況(本県)〉

(※H22は暫定値)

	認知件数	全検挙件数	地域検挙	構成率	職質検挙	全検挙人員	地域検挙	構成率
H12	47,207	9,045	3,863	42.7%	892	5,444	3,952	72.6%
H13	49,887	10,081	4,529	44.9%	980	6,127	4,587	74.9%
H14	49,261	10,412	5,839	56.1%	1,733	7,214	5,636	78.1%
H15	43,376	11,976	6,658	55.6%	2,955	7,772	6,495	83.6%
H16	40,211	10,516	6,363	60.5%	3,543	7,413	6,304	85.0%
H17	33,357	9,819	5,568	56.7%	3,112	6,314	5,418	85.4%
H18	31,698	9,410	4,717	50.1%	3,197	5,585	4,709	84.3%
H19	29,216	8,731	4,233	48.5%	2,759	5,168	4,314	83.5%
H20	28,583	8,382	4,028	48.1%	2,434	4,949	4,066	82.2%
H21	25,859	7,894	4,052	51.3%	1,764	4,750	3,913	82.4%
H22	24,615	7,518	3,774	50.2%	1,349	4,556	3,798	83.4%

※ 職質検挙は万引きを除く。

※ 本県警察における平成21年の地域警察官の職質検挙件数は1,764件で、平成12年に比べて97.8%増加している。全国警察における平成21年の地域警察官の職質検挙件数は115,671件で、平成12年に比べて17.1%増加している。

(エ) コミュニティールーム等の整備

- 地域住民との情報・意見の交換の場や防犯ボランティアと連携した活動等の拠点となるコミュニティールーム等が設置されている交番・駐在所の数は平成22年4月1日現在176か所(全交番駐在所の78.6%)で平成13年4月1日現在と比べ48か所増加

評価の結果

① 効果

- 空き交番の解消のための交番・駐在所の統廃合を実施して、地域警察の活動体制を強化し、地域住民の要望にこたえ、地域社会の安全の確保に努めている。
- パトロールの強化等により生じていた「空き交番」は、地域住民の理解を得ながら交番勤務員の増員、交番相談員の増員、交番配置等の見直し、交番・駐在所の統廃合等の取組みを進めてきた結果、平成18年定期人事異動までに解消した。
- 地域警察官による街頭における活動が強化され、地域警察官の街頭での職務質問による検挙等が推進された結果、平成12年以降刑法犯検挙人員については増加が見られ、平成18年以降若干の低下が見られるも刑法犯検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合(構成率)については、平成15年以降80%台の高水準を維持するなど、犯罪の抑止と検挙に一定の成果が認められた。

② 今後の施策展開の方向性

- 「空き交番」解消計画達成後においても、治安情勢の変化等により「空き交番」が生じることのないように、引き続き、交番機能の強化に努める必要がある。
- 交番相談員を更に増員配置し、地域住民の「交番に常においてほしい」、「パトロールを強化してほしい」との要望にこたえとともに、引き続き、地域住民との連携を強化し、地域社会の安全の確保と地域住民の安心感の醸成を図る。

イ 犯罪のないまちづくりの推進

(ア) 防犯装置等の整備

- 平成13年度において警察庁が選定した実施地区(10地区)に宮城県古川市(現在大崎市古川地区)が選定され、旧古川市内(古川中学校、古川第一小学校区内の通学路及び三日町公園内)にスーパー防犯灯19基を設置し、運用を開始(H14.4)
- 平成14年度に警察庁が実施した「子どもを守る緊急支援対策事業」の一環として、宮城県では仙台市立長町南小学校区が選定され、同校区内の通学路に子ども緊急通報装置7基を設置し、運用を開始(H15.4)

(イ) 関係機関との連携

- 平成15年7月、県、仙台市、関係機関・団体、民間企業を構成員とした「みやぎ・せんだい『安全・安心まちづくり』構想推進会議」を設立し、関係機関ごとに推進項目を挙げ、これに沿った取組みを推進
- 公共空間(道路)における環境整備の一環として、平成16年から社団法人宮城県防犯協会連合会及び県内各自治体と連携し、高照度防犯灯や緊急報知器付広報看板を整備する「防犯ロード事業」を実施

〈運用状況〉

No	年 度	設置場所	設 備	運用開始	路線長	管轄署
1	H16	仙台市青葉区旭ヶ丘	灯 8 報 2	H16. 10. 12	3 0 0 M	仙台北
2	H17	名取市増田地区	灯 9 報 2	H17. 10. 19	3 0 0 M	岩沼
3	H18	仙台市泉区泉中央地区	灯 8 報 1	H19. 3. 28	3 0 0 M	泉
4	H19	仙台市宮城野区新田地区	灯 8 報 2	H20. 3. 24	3 0 0 M	仙台東
5	H20	塩竈市東玉川地区	灯 6 報 2	H21. 1. 21	2 0 0 M	塩釜
6	H21	石巻市駅前北通り地区	灯 5 報 1	H22. 3. 8	3 0 0 M	石巻

※ 灯～高照度防犯灯 報～緊急報知器付広報看板

〈効果〉

No	設置年	管轄警察署	翌年の刑法犯認知件数増減	県下平均	県下平均との比較
1	H16	仙台北	-19. 0%	-17. 0%	減少率大
2	H17	岩沼	+0. 9%	-5. 0%	増加
3	H18	泉	-10. 0%	-7. 8%	減少率大
4	H19	仙台東	-9. 0%	-2. 2%	減少率大
5	H20	塩釜	-13. 0%	-9. 5%	減少率大

- 地域の安全を守る活動を県民運動として展開していくための各種施策を体系化して示すものとして「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」(H18. 4)に基づく「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を県と共同して策定し、これに沿った活動を実施。また、県条例施行に伴い、県内各自治体に対し、生活安全条例制定に向けた働き掛けなどを行い、県内35市町村中23市町村が地域の実情に合った生活安全条例を制定
 - 宮城県防犯設備士協会、日本ロックセキュリティー協同組合宮城支部等関係機関・団体と連携したキャンペーンを実施するなど、住宅対象侵入犯罪の未然防止を図るため、広報啓発活動を積極的に推進し、「防犯性能の高い建物部品」の普及を促進
- (ウ) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況等
- 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律により、平成21年までに同法違反で、51件53名を検挙。この間、専科教養等を通じて同法の運用上の留意事項等に関する指導教養を実施
 - 平成19年1月、仙台市内の J R 及び地下鉄沿線の住宅街において空き巣事件が連続発生したが、防犯カメラの映像から被疑者等の人着を把握し、捜査員がよう撃捜査を実施中の同年2月、当該人着に類似した中国人2名を発見、職務質問を実施したところ、被疑者が所持していたバッグ内にボール、ドライバーを隠し持っていたことから、同2名を特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で現行犯逮捕するとともに、一連の空き巣事件を解決



【防犯カメラ】

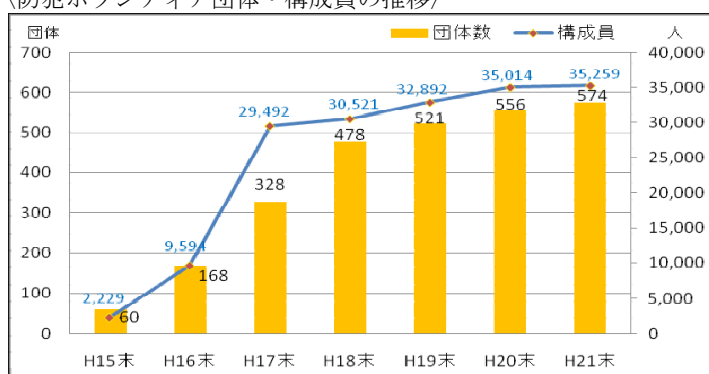
(エ) 自主防犯活動の支援

- 地域住民や自治体等と連携した防犯ボランティア団体に対する支援を推進
- 防犯ボランティア団体の活性化を図るため、地域安全安心ステーション推進事業を推

進(資料の提供や犯罪情報等の発信等による支援活動を充実)

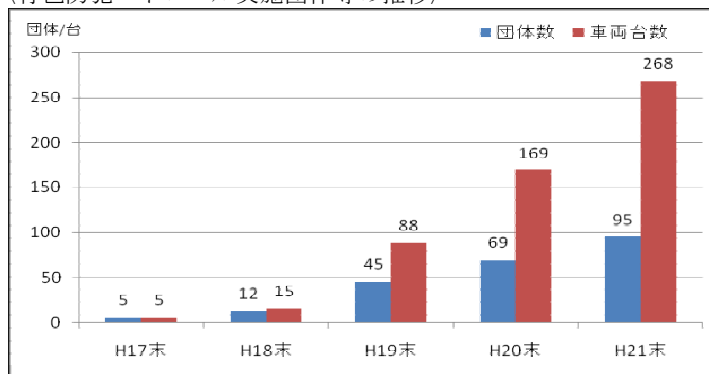
- 平成18年10月「安全・安心まちづくりの日制定記念大会」とした全国地域安全運動宮城県大会を開催。当県では「気仙沼ぼうはんセンター」が平成19年安全・安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣賞を受賞
- 各地区防犯協会を始め、地域防犯連絡所、子ども110番の家、自主防犯ボランティア団体等の防犯ボランティア活動を行っている団体が参加し、その活動状況や効果的な活動事例を紹介する「防犯ボランティア研修会」を開催して防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進
- 県内の自治体を始め、宮城県金融機関防犯連絡協議会、宮城県自動車盗難等防止対策協議会、宮城県コンビニエンスストア等防犯連絡協議会、宮城県防犯設備士協会等職域防犯団体に対し、関係事件発生状況及び防犯対策情報の提供や各種訓練実施の際の支援を行ったほか、団体相互のネットワークづくりを推進

(防犯ボランティア団体・構成員の推移)



※ 本県における平成21年末の防犯ボランティア団体数は574団体、構成員数は35,259人であり、平成15年末に比べて団体数で9.6倍、人員で15.8倍に増加している。全国における平成21年末の防犯ボランティア団体数及び構成員数は42,762団体、2,629,288人であり、平成15年末に比べて団体数で14倍、人員で14.8倍にそれぞれ増加している。

(青色防犯パトロール実施団体等の推移)



※ 本県における平成21年末の青色防犯パトロール実施団体数は95団体であり、平成17年末に比べて19倍に増加している。全国における平成21年末の青色防犯パトロール実施団体数は30,801団体であり、平成17年末に比べて5.1倍に増加している。

(ウ) 子ども女性安全対策班の運用

(先制・予防活動の推進状況(H22))

- 生活安全企画課に「子ども女性安全対策班」を設置(H21.4)し、声かけ、つきまとい等に対する指導・警告措置及び法令違反の検挙による先制・予防活動を推進

検挙状況		指導・警告状況	
件数	人員	実施件数	行為者
24件	24人	12件	12人

- 検挙事例

帰宅途中の女子大生がバス車内において、見知らぬ老人から身体を触られる被害相談が複数署に寄せられたことから、対策班員を派遣の上、相談事案を事件化する方針を固

め所要の捜査を実施して被疑者を特定し、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(卑わいな言動)違反で検挙

- 子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業として、東松島市の「赤井・大曲子ども見守り連絡協議会」が選定され、合計12箇所19基の子ども見守りカメラ等を設置

(カ) 事件・事故情報及び各種施策の広報

- 安全・安心な地域社会の実現に向け、県民や地域との連携を一層強化するため、事件・事故情報の適切な広報を行うとともに、犯罪抑止や交通事故防止等に関する各種施策をタイムリーに発信

〈報道発表一覧〉

	H18	H19	H20	H21	H22	対前年比
事件・事故・被疑者検挙関係	2,042	2,392	2,766	2,676	2,838	+162
各種施策関係	491	490	536	538	599	+61
合 計	2,533	2,882	3,302	3,214	3,437	+223

※ 平成22年の報道発表数は3,437件で、平成18年の2,533件と比べて904件増加(+35.7%)している。

評価の結果

① 効果

- スーパー防犯灯等の整備により、地区内の犯罪発生が減少傾向を示しているなど、犯罪の抑止及び地域内の住民の犯罪に対する不安感の解消に一定の効果があったものと認められる。
- 関係機関・団体と相互に連携し、犯罪に対する抵抗力を高める項目を「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に盛り込むなど、安全・安心まちづくりに関する関係機関・団体との連携強化に向けた取組みが推進されている。
- 防犯ボランティア団体及び青色回転灯装備車両は逐年増加しており、加えて住民による自主的な子ども見守り活動や防犯パトロール活動等が活発化し、自主防犯活動の急激な活発化が認められる。

② 今後の施策展開の方向性

- 自主防犯ボランティア団体数は増加しているものの、構成員の高齢化・固定化等の問題も認められることから、学生等現役世代の参加促進を図り、引き続き、より効果的な活性化を図る必要がある。
- 県内35市町村のうち、生活安全条例が未制定である12市町に対して、継続した働きかけを行い、推進体制と基本計画が盛り込まれた実効性のある条例が早急に制定されるよう働きかけを強化する。

ウ 事故のないまちづくりの推進

- 「バリアフリー法」(H12)に基づき、特定経路(仙台駅周辺・仙台都心地区・長町地区・泉中央地区)の「交通信号機72基」について、視覚障害者対応音響式、歩行者感応、高齢者感応歩者分離及び時間待表示信号のバリアフリー対応を実施
- 「あんしん歩行エリア」の整備及び「事故危険箇所対策」の実施地区を指定し、特定交通安全施設等整備事業を推進
- エスコートゾーンの設置に関する運用指針の制定に基づき、12か所に整備

〈交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の設置箇所〉

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
信号機	48	60	125	35	32	32	37	37	40	42	39
歩車分離		2		5	5	3	4	4	2	2	2
視覚障害者用付加装置	6	4	4	3	10	13	13	9	2	20	4

評価の結果

① 効果

- 交通安全施設等整備事業は、死傷事故防止効果、交通円滑化効果及び二酸化炭素排出量削減効果を得るなど、相応の効果が認められた。
- 特定経路における交通信号機のバリアフリー対応化率は、100%達成しているなど、歩行者空間の安全確保に向けた取組みが推進された。

② 今後の施策展開の方向性

- 交通情勢は日々変化していることから、今後とも、社会資本整備重点計画に基づいて交通死傷事故の抑止や交通の円滑化を図るため、特定交通安全施設等整備事業を効率的に推進する。
- 県民との関係を一層強化していくため、引き続き、事件・事故情報はもとより、県警察の各種施策を適切かつタイムリーに発信する。

エ ストーカー・DV問題等への対応

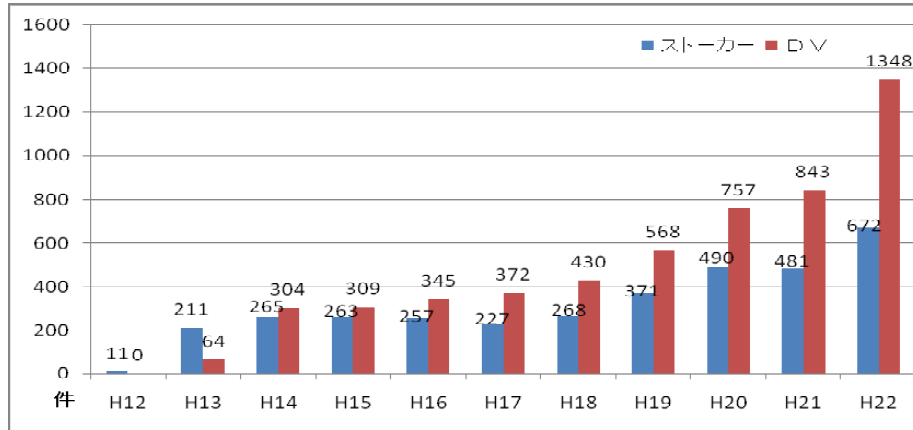
(ア) 体制の整備

- 「宮城県警察ストーカー対策室」を新設(H12.10)し、DV法の施行に伴い「宮城県警察ストーカー・DV対策室」(H19.3)に改称
- 組織機構の改編により、「犯罪抑止対策室」を新設(H21.4)し、同室に「ストーカー・DV対策係」を置き、警察署に対する指導助言や支援を始め、関係機関・団体との連携など、総合的なストーカー・DV対策を推進

(イ) 推進状況

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について(通達)」(H12.11)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈上の留意事項について(通達)」(H12.11)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の警告、禁止命令等、仮の命令及び援助に関する規定の運用について(通達)」(H12.11)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用上の留意事項について(通達)」(H12.11)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律における警告申出書の受理番号等の記載について(通達)」(H12.11)及び「総合的ストーカー対策推進要綱の制定について(通達)」(H12.11)により、ストーカー事案に対する総合的な対策を積極的に推進
- 「ストーカー・DV被害者及び再被害防止対象者の110番情報登録制度について(通達)」(H16.3)によりストーカー・DV被害者及び再被害防止対象者からの110番通報に対して早期に対応
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」(H17.11)により、法の解釈及び運用の一部見直しについて指示
- 平成18年からは、ストーカー・DV被害者及び家族の安全確保を図るため、110番登録制度及び位置情報通報装置の端末18台を装備して被害者等への貸出しを行い、安全確保に向けた取組みを推進

〈ストーカー・DV相談(認知)の推移〉



※ 本県警察における平成21年のストーカー事案の相談(認知)件数は481件で、平成12年に比べて43.7倍に増加している。全国警察における平成21年のストーカー事案の相談(認知)件数は、14,823件で、平成12年に比べて6.5倍に増加している。

※ 本県警察における平成21年のDV事案の相談(認知)件数は843件で、平成13年に比べて15.6倍に増加している。全国警察における平成21年のDV事案の相談(認知)件数は、28,158件で、平成13年に比べて7.8倍に増加している。

- 「配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の運用について(通達)」(H18.10)により、加害者が被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護対策を推進
 - 「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について(通達)」(H18.11)により、適切な対応及び確実な組織的対応を行うよう指示
 - 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の運用の一部変更について(通達)」(H20.1)により、法の解釈及び運用上の留意事項の一部変更について指示
 - 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」(H21.4)により、法の解釈及び運用等の見直しについて指示
 - 「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について(通達)」(H21.8)により、男女間のトラブルが凶悪事件に発展する危険性を有していることから、この種事案の特性を十分理解した上で、迅速かつ積極的な対応を行うよう指示
 - 石巻警察署管内において発生したDVに起因した殺傷事件の教訓を踏まえ、「ストーカー・DV事案に対する的確な対応について(通知)」(H22.2)、「いわゆる男女間のトラブル事案への的確な対応について(通達)」(H22.3)、「重大事件に発展するおそれのあるストーカー事案等への的確な対応について(通達)」(H22.3)及び「男女間トラブルに起因する相談事案への対応について(通達)」(H22.4)の通達等を発出し、相談者等への適切な対応と組織的な情報の共有化を図り、重大事件への発展や被害の再発を未然に防止することを最優先とした迅速かつ的確な対応を図ることを指示
- (ウ) 関係機関団体との連携
- 県内の関係機関・団体等で構成する婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会において、定期的に意見を交換する研修会を開催するとともに、女性相談センターと個々の事案に対するケース会議を開くなど、被害者の保護・支援について連携強化

(エ) ストーカー規制法等の適用状況

(ストーカー規制法の適用状況(件))

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
警 告	14	15	36	39	51	24	44	50	49	40
禁止命令等	1	3	3	4	4	2				
仮の命令										
本部長等の援助	1	6	7	9	22	27	42	32	39	60
検挙(ストーカー規制法違反)	3	3	7	5	2	1	2	7	4	4
検挙の 内 訳	ストーカー	3	3	7	5	2	1	2	7	4
	禁止命令									1

※ 本県警察における平成21年のストーカー規制法違反の検挙件数は4件で、平成13年に比べて33.3%増加している。全国警察における平成21年の検挙件数は261件で、平成13年に比べて71.9%増加している。

(DV保護命令等の推移(件))

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
保護命令	1	16	34	52	44	34	70	63	60	75
書類提出要求	1	17	31	37	33	29	73	66	66	92
検挙(保護命令違反)			3	3	1	4	3		1	1
検挙(他法令)		15	15	15	14	11	17	29	29	72

※ 本県警察における平成21年のDV保護命令違反の検挙件数は1件で、平成15年に比べて66.7%減少している。全国警察における平成21年の保護命令違反の検挙件数は92件で、平成15年に比べて124.4%増加している。

○ 検挙事例

元交際相手に対し、文書警告実施後も待ち伏せ等をした被疑者をストーカー規制法違反で通常逮捕。釈放後、被疑者に対して禁止命令を発出、その後禁止命令に違反し、元交際相手につきまとい等をしたことから通常逮捕

(オ) ストーカー規制法以外の法令違反によるストーカー行為者の検挙状況

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
検挙総数(件)	11	11	26	24	25	22	119
殺人	1						1
殺人未遂					2	1	3
放火・未遂					2(1未遂)	1	3
暴行・傷害	2	2	5	7	5	8	29
脅迫	3	1	1	4	3	2	14
強要未遂				3	1	1	5
恐喝					2		2
窃盗	1			1	3		5
強制わいせつ				1			1
住居侵入		3	4		2		9
逮捕監禁		1	2		1	1	5
名誉毀損			4				4
詐欺			1				1
器物損壊	2	2	4	4		1	13
覚せい剤取締法	1						1
銃刀法	1	1	1	2	2		7
その他		1	4	2	2	7	16

※ 本県警察における平成21年の検挙件数は25件で、平成17年に比べて127%増加している。全国警察における平成21年の検挙件数は759件で、平成17年に比べて8.3%増加している。

○ 検挙事例

- ・ 元不倫相手の女性に対する脅迫で逮捕した小学校教諭が、被害女性使用車両のタイヤ4本をカッターナイフで刺しパンクさせたことから、器物損壊で再逮捕
- ・ 元交際相手の女性に復縁を迫り、車で連れ回し、自宅に監禁したとして、女性の家族から通報を受けた警察官が、監禁場所の窓ガラスを割って突入し、被疑者を監禁罪の現行犯人として逮捕

(カ) ストーカー・DV対策にかかる広報啓発活動

- 女性参加型の防犯講習会における講話、県警ホームページの活用、相談来訪者に対するリーフレットの配布、自治体広報誌「みやぎ県政だより」への掲載、地下鉄駅掲示板（まちコミ）への記事掲載、女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月）への参加などにより、ストーカー対策についての広報啓発活動を実施
- 県警察学校初任科生等、専科生に対する教養を実施したほか、警察署生活安全課員を対象としたストーカー・DV対策研修会の開催、警察署（生活安全・刑事・地域）・本部執行隊を対象としたストーカー・DV実戦塾を開催するなど、実務に直結した対応等について教養を実施
- 生活安全部生活安全企画課発行のストーカー・DVだより（年間平均100件発行）等を活用して、対応の好事例を紹介したり、具体的かつ分かりやすい対応方法を教示するなど密度の高い指導・教養を実施

評価の結果

① 効果

- 急増するストーカー事案（相談）に対応するため、生活安全部生活安全企画課担当補佐（警部）以下5名体制で、県下24警察署に対する支援及び指導・助言を随時行い、迅速かつ的確な対応の実施について徹底を図っている。
- ストーカー規制法を積極的に適用し、同法により平成21年まで35件検挙するとともに、被害者の要望に積極的に応じて186件の援助を実施した。
- ストーカー・DV事案に対しては、命にかかわる重大事件に発展するおそれが高いことから、組織的な対応はもとより、法に基づく措置を厳正に講じて被害者の安全確保を優先しつつ、事件化や避難措置等の各種対策を推進した。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、各個別事案に対して組織的な対応の万全を期するとともに、法に基づく措置を厳正に講じて被害者の安全確保を優先しつつ、事件化や避難措置等の各種対策を一層推進する。
- 女性と子どもに対する暴力的行為の根絶対策推進本部（H22.11宮城県に設置）における議論を踏まえた諸対策を実施する。

オ 児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

- 少年警察活動規程（H14）を制定し、少年警察活動の基準を設定
- 警察庁で制定した「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を各署に通達し、少年の非行防止・保護の総合的な対策を推進（H16.4）

(ア) 児童虐待等新たな問題への対応

a 児童虐待対策

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（H12.11施行）に伴い、少年警察担当者の専門的知識・技能の向上を図るとともに、被害児童に対する支援、関係機関との連携、被害少年サポーターの委嘱（H22:50人を委嘱）等により児童虐待の早期発見及び的確な対応を徹底

- 平成16年の児童虐待防止法の一部改正に伴い、警察署において認知した児童虐待事案の本部への即報制度を導入、本部による指導を強化したほか、援助要請への適切な措置等、関係機関との連携を強化
- 平成20年の児童虐待防止法の一部改正に伴い、関係機関等との緊密な連携を保持しながら、児童の生命・安全の確保を最優先とする措置を徹底
- 児童虐待認知時における迅速な対応を徹底するため、各警察署の体制を整備
- 少年警察担当者の専門的知識・技能の向上を図るため、県警察学校における少年警察実務専科の実施、警察本部における少年事件選別主任者研修会、少年事件特別捜査員研修会、少年警察補導員研修会の開催、随時教養資料の発行等により、児童の安全確認・確保を最優先とした対応を徹底
〈児童虐待事案取扱件数等の推移〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
取扱件数	23	50	27	14	38	24	25	87	106	107
検挙件数	3	4	3	0	5	4	4	7	5	9

※ 本県警察における平成21年の児童虐待の検挙件数は9件で、平成12年に比べて200%増加している。全国警察における平成21年の児童虐待の検挙件数は335件で、平成12年に比べて80%増加している。

b 児童ポルノ対策

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(H11.11)に基づき、児童ポルノ事件の検挙活動を強化。児童ポルノ事件の送致件数は、平成18年以降30件を超えて推移。平成21年は、送致件数38件(前年比23%増)送致人員26人(前年比160%増)被害児童数は22人(前年比144%増)
- 「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム(「取締り」「流通防止」「被害児童支援」の三項目が柱)」を策定。関係機関等と緊密に連携して、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進
- 「取締り」対策
 - ・ インターネット利用事案に対応するため、サイバー犯罪対策室及び情報技術解析課との連携強化
 - ・ 積極的に他都道府県との共同・合同捜査を締結し、広域的事犯に対処
 - ・ インターネットを利用した児童ポルノ事犯に対応するため、各種検討会開催時・各警察学校専科教養等において、捜査手法習得のための教養を実施
 - ・ サイバーパトロールや買受け捜査による積極的な事件化と検挙時広報の実施
 - ・ インターネット・ホットラインセンター情報の積極的事件化
- 「流通防止」対策
 - ・ 事件検挙時、対象掲示板等のサイト管理者に対する、流通防止指導等を実施
 - ・ 非行防止教室、サイバーセキュリティ講習会等における被害防止教育を実施
- 「被害児童支援」対策
 - ・ 事件着手時、児童相談所(要保護児童の児童相談所通告)や被害者支援センター(被害児童のカウンセリング)との緊密な連携による被害児童の支援対策を実施
 - ・ 遠隔地居住被害児童への支援共助、引き継ぎ等必要な措置を徹底

〈児童ポルノ事件の送致件数及び送致人員〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
送致件数	2	2		4		4	37	43	31	38
うちインターネット利用に係るもの						1	2	9	11	17
送致人員	1	1		2		4	15	17	10	26
うちインターネット利用に係るもの						1	2	5	1	10

※ 本県警察における平成21年の児童ポルノ事件の送致件数は38件で、平成12年に比べて19倍に増加している。全国警察における平成21年の児童ポルノ事件の送致件数は935件で、平成12年に比べて5.5倍に増加している。

(イ) 少年犯罪対策の強化

a 捜査体制の整備等

- 少年事件の迅速・的確な処理のため、少年事件特別捜査隊及び各警察署の少年事件処理体制の強化と捜査員の集中運用等による捜査体制の確立
- 長期未処理事件の処理基準の設定、少年事件指導官等による指導の強化、少年事件管理システムの導入(H14)による本部での一元管理等による少年事件の適正管理、長期未処理事件発生の未然防止体制を強化
- 改正少年法の施行(H19. 11)に伴い、より一層少年の特性に配慮した事件捜査を進めるため、県下各警察署の生活安全課長及び少年担当者、本部生活安全部、刑事部等を対象とした各種研修を開催するとともに、少年警察活動規程を始め関係規定等を整備

b 街頭活動の強化

- 重点的かつ効果的な街頭補導活動を推進するため、春期と秋期に街頭補導活動強化期間を設定したほか、少年警察補導員研修会等を開催

c 関係機関、ボランティア等との連携

- 既存の学校警察連絡協議会の活性化を図るほか、学校と警察との連絡制度を確立し、学校と具体的な情報の共有と協働連携を推進
- 学校における少年の問題行動等への対応、犯罪被害防止及び非行防止対策を推進するため、宮城県警察スクールサポーターの運用を開始(H19)し、逐年、体制の拡充。関係機関・団体の連携・協働による少年の非行・犯罪被害の防止を図るため、各警察署に青少年健全育成チームを設置(H20. 12)
- 少年と年齢の近い大学生による非行防止活動を図るため、大学生健全育成ボランティア「ポラリス宮城」を発足(H16. 7)。児童・生徒の視点から少年非行・被害防止を図るため児童生徒健全育成ボランティア「アルカス」の結成(H19. 3)を促進
- 少年非行総量抑止対策「初発型非行「万引き」防止作戦」を推進し、各地区の万引き防止対策協議会を中心に、諸施策を推進(H15～H20)

〈刑法犯関係少年の検挙・補導人員〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
刑法犯関係少年	3, 258	3, 580	3, 802	3, 426	2, 693	2, 096	1, 757	1, 581	1, 543	1, 396
犯罪少年	2, 645	3, 046	3, 406	3, 094	2, 348	1, 846	1, 543	1, 426	1, 391	1, 229
触法少年	613	534	396	332	345	250	214	155	152	167
刑 法 犯 総 数	6, 057	6, 661	7, 610	8, 104	7, 758	6, 591	5, 800	5, 323	5, 101	4, 917
少年の占める割合	53. 8%	53. 7%	50. 0%	42. 3%	34. 7%	31. 8%	30. 3%	29. 7%	30. 2%	28. 4%

※ 刑法犯総数は、刑法犯関係少年の検挙・補導人員に成人の刑法犯検挙人員を足したものの。

評価の結果

① 効果

- 児童虐待防止を目的とする関係機関ネットワークへの警察の参加が進んでいるほか、警察と児童相談所との連絡協議会も定期的開催されているなど、関係機関と連携した取組みが進展している。
- 児童ポルノ対策においては、送致人員、被害児童数が大幅に増加し、対策に一定の効果が認められた。
- 少年犯罪対策を推進した結果、検挙・補導人員は、平成15年から平成21年まで7年連続で減少し、平成21年は平成14年の半数以下となった。
- ② 今後の施策展開の方向性
 - 児童虐待は深刻な状況にあるため、引き続き、各種警察活動を通じた児童虐待の早期発見・被害児童の早期保護、児童の安全確保を最優先とした対応・児童相談所等への確実な通告及び児童相談所等からの援助要請への適切な対応に努める。
 - 少年犯罪対策等については、従来の取組みに加え、非行少年を生まない社会づくりを一層推進する。

カ 民事介入暴力対策の強化

(ア) 暴力関係相談への適切な対応及び援助措置の推進

- 宮城県暴力団追放センターと連携し、暴力団関係相談への適切な対応を行うとともに、暴力的要求行為には積極的に行政命令を発出
- 「宮城県行政対象暴力対策協議会」（H19.10設立）を始めとした暴力団排除組織や各種取引における暴力団排除条項の整備、暴力団相談への適切な対応や暴対法に基づく行政命令の発出

〈暴力関係相談の受理件数の推移〉

○ 本県

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
警 察	447	524	704	646	586	458	409	367	410	379	240
センター	125	154	172	160	180	165	217	304	254	295	470
合 計	572	678	876	806	766	623	626	671	664	674	710
指数	100	119	153	140	134	109	109	117	116	118	124

○ 全国

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
警 察	27,473	23,097	24,025	23,202	21,217	19,461	18,191	15,893	16,371	16,186	—
センター	12,944	13,572	15,634	16,810	17,299	16,695	17,981	18,051	18,245	18,941	—
合 計	40,417	36,669	39,659	40,012	38,516	35,156	36,172	33,944	34,616	35,127	—
指数	100	91	98	99	95	87	89	84	86	87	—

〈暴力的要求行為に対する行政命令の発出件数の推移〉

○ 本県

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
中止命令	13	24	15	15	16	20	22	17	10	10	14
指数	100	185	115	115	123	154	169	131	77	77	108
再発防止命令	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1

※ 暴力的要求行為に対する行政命令の発出件数は、平成19年から減少傾向にあり、平成14年3月の暴対法施行後、これまで248件の中止命令と7件の再発防止命令を発出した。

○ 全国

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
中止命令	1,352	1,382	1,495	1,553	1,763	1,719	1,618	1,604	1,566	1,442	—
指数	100	102	111	115	130	127	120	119	116	107	—
再発防止命令	75	62	96	81	103	89	88	74	68	55	—

- 暴力団対策課及び暴迫センター並びに仙台弁護士会民事介入暴力被害者救済センター運営委員会の三者で構成する宮城県民事介入暴力対策研究会を設立(H14.1)
- 暴力団対策課及び暴迫センター並びに民暴研究会の三者で「民暴対策連携チーム」を結成して訴訟支援を実施
- 暴力団事務所の撤去事例

- ・ 東北最大の歓楽街国分町地区と隣り合わせになる青葉区立町地区に組事務所ビルを所有する六代目山口組二代目弘道会二代目東海興業の組長以下幹部複数名を事件検挙したことにより、同組事務所の完全撤去に向け、地域住民、仙台市、暴迫センター、仙台弁護士会、警察が連携し「仙台市立町学区暴力団追放住民の会」を結成し仙台地裁に対して組事務所使用差し止め訴訟を提起し、平成22年5月の口頭弁論において和解が成立し、同年11月8日に退去を確認(H13以降、13か所目の撤去)



【撤去した暴力団事務所】

(イ) 不当要求防止責任者講習の実施

- 暴迫センターでは、暴力団員による不当要求の被害を防止するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を普及するとともに、各事業所において選任される不当要求防止責任者に対し、講習を実施(受講者数は年々増加)
- 全国と県内の暴力団情勢をまとめた「暴力団壊滅に向けて」を作成し、講習会などで配布(不当要求防止責任者講習の受講者の推移：年度で集計)

○ 本県

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受講者	859	898	625	769	846	950	979	1,459	1,636	2,311
指数	100	105	73	90	98	111	114	170	190	269

○ 全国

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受講者	54,290	56,078	64,156	67,340	81,665	68,035	69,758	79,523	84,178	76,873
指数	100	103	118	124	156	125	128	146	155	142

(ウ) 地域、職域からの暴力団排除対策の推進

- 「宮城県銀行警察連絡協議会」を設立(H21.4)し、さらに、秋保温泉所在のホテル旅館からの暴排活動を推進すべく「仙台秋保温泉ホテル・旅館業暴力団追放対策協議会」を新たに発足させて、職域暴排組織は24組織

(エ) 行政対象暴力対策の推進

- 宮城県及び県内全市町村と警察が連携した新たな協議会「宮城県行政対象暴力対策協議会」を設立(H19.10.23)し、行政対象暴力に即応できる連絡協調体制を確立。部門ごとに活動を推進(公営住宅部会、入札契約部会、施設管理部会、民生部会、総務部会)

(オ) 暴力団排除条例の制定

「社会対暴力団」という考えに立ち、暴力団排除活動を一層推進するため、暴力団排除条例を制定（H22. 12）

評価の結果

① 効果

- 暴力排除活動を強化した結果、暴力団排除条例や要綱が整備されることとなったほか、組織の整備と強化により、暴力団に対する規制の強化につながったものと認められる。
- 民暴委員会との連携により暴力団の活動拠点である暴力団事務所撤去を効果的に推進することができ、県民生活の平穏の確保と不安の除去につながっている。
- 地域や職域の暴力団排除組織に対し、各種取引における暴力団排除条項の整備の働きかけを推進しており、その対策が推進されている。

② 今後の施策展開の方向性

- 一般市民生活等に介入する暴力団による不当な行為を防止するために、引き続き、関係機関・団体との連携を密にし、暴力団相談に対する適切な対応や暴力団対策法に基づく効果的な行政命令の発出はもとより、各種取引等における暴力団排除条項の拡充や民事訴訟支援を強化するとともに、暴力団排除条例を活用し、暴力団排除を更に徹底する。

(3) 被害者支援の推進

ア 犯罪被害給付制度の拡充

- 平成14年4月、被害者支援を刑事部から警務部に移管し、平成19年4月、全警察署に被害者支援係を配置したほか、指定被害者支援要員を順次増員して被害者支援体制を強化
- 警察庁の作成したポスターやパンフレットを活用するとともに、本県独自のリーフレットを作成し、毎年11月に犯罪被害者支援について重点的に広報し、県民に対する犯罪被害給付制度の周知を推進（H14～）
- 県下警察署の被害者支援業務担当者研修会（H15～）及び県下全警察署の被害者支援担当者、指定被害者支援要員及び犯罪被害者部内相談員を招致して被害者支援要員研修会（H15～）を開催して教養を実施し、迅速かつ的確な裁定を推進
- 重傷病給付金の支給要件の緩和等制度の拡充に対応するため、その都度、通達を発出し職員への周知を図るとともに、教養資料UPPSを発出して教養を実施
- 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の制定について」（H20. 12）に伴い、通達を発出して対応する際の留意事項について徹底
- 全警察署に対して取扱事件の一斉調査を行い、申請期限切れ等の未然防止を徹底
- 平成21年度における犯罪被害者等給付金の申請件数は15件、裁定件数は10件であり、裁定金額は13,653,646円

イ きめ細かな被害者支援の推進

- 全国初となる「犯罪被害者支援条例」を制定（H16. 4）
- 「宮城県犯罪被害者支援条例」の施行に伴い、「宮城県被害者支援連絡協議会」を発展的に解散し、「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」を設置し、被害者支援活動を効果的に推進
- 宮城県公安委員会の附属機関である「宮城県犯罪被害者支援審議会」を設置（H16. 4）。平成21年7月までに10回の審議会を開催
- 精神科医等を部外専門相談指導員に委嘱（H8～）し、被害者等の精神的被害の回復・軽減の推進
- 事情聴取等による犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、被害者支援車両の重点的

な活用

- 「犯罪被害者等の公営住宅への入居の対応について」(H18.2)を発出し、犯罪被害者等に対して公営住宅への優先入居等を実施
- 「指定被害者支援要員制度の的確な運用について」(H18.3)を発出し、被害者支援の適正かつ効果的な運用を推進
- 「被害者連絡実施要領の改正について」(H19.3)を発出し、被害者連絡を確実に実施するとともに、犯罪被害者等に対して必要な情報を提供
- 「犯罪被害者等に対する公費負担要領の制定について」(H19.3)を発出し、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減
- 再被害防止要綱を改正(H19.8)し、警察署、本部捜査担当部門、本部被害者支援担当部門等が緊密に連携して再被害防止措置を実施
- 犯罪被害者支援に携わる者に対するメンタルヘルス対策等のため「警察職員版メンタルヘルスガイドライン」(携帯版)を作成し、全警察職員へ配付(H20.5)
- 「犯罪被害者等の支援に関する指針」(H20.10)により、司法、行政、医療等被害者支援に関係する各分野の関係機関・団体との連携を図るとともに、民間の被害者支援団体の活動の促進
- 社団法人宮城県宅地建物取引業協会との間で「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」を取り交わし(H21.3)、犯罪被害者等に対して、精神的及び経済的な負担を軽減
- カウンセリング専門職員の配置数は、2名(うち1名はH20から育休中)であり、平成21年度における支援被害者は48人、実施件数は80件で、精神科医等の部外専門家と連携して被害者に対応
- 捜査過程における被害者の負担の軽減のため、被害者支援用車両(国費整備分)は合計7台
- 平成21年における本県の再被害防止対象事件は5件、対象者(被害者、被害者親族等)は6人で、被害者等の安全を確保
- 平成21年度における民間被害者支援団体における相談受理件数は202件、警察からの情報提供は11件で、民間の被害者支援団体との連携を実施
- 平成21年における被害者支援研修は63回1,687人の受講者に対して実施
- 性犯罪被害者への公費負担制度の拡充
診断書料(H13)、性感染症検査料(H16)、初診料・緊急避妊措置料(H18)、人工妊娠中絶措置料(H19)

ウ 犯罪被害者等支援のための総合相談対応窓口の設置

- 自治体において犯罪被害者等からの相談や問い合わせ等に的確に対応するため、総合相談対応窓口設置の働きかけを推進

〈平成21年6月現在の県内及び全国における対応窓口の設置状況〉

	市町村数	制定済み市町村	設置率
宮城県	36	8	22.2%
全 国	1,798	700	38.9%

※ 県内では、石巻市、塩竈市、名取市、松島町、山元町、利府町、涌谷町、亶理町の8市町が設置している。

※ 市町村で対応窓口の設置が50%を超えているのは、47都道府県中、12府県である。

- 県及び仙台市の設置状況

平成22年6月に宮城県(環境生活部共同参画社会推進課内)、平成23年1月に仙台市(市民局市民生活課内)がそれぞれ総合相談対応窓口を設置し、警察本部犯罪被害者支援室や関係機関と連携して犯罪被害者等への支援を推進

〈被害者支援体制の強化と直接支援活動件数〉 ()内は専務係員で内数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
被害者支援係員 本部 (人)	13 (4)	13 (6)	16 (6)	17 (7)	17 (7)	18 (8)	18 (8)	17 (8)	17 (9)
被害者支援係員 警察署 (人)	19 (7)	10 (7)	11 (10)	11 (11)	11 (11)	12 (11)	25 (11)	25 (11)	30 (11)
合 計 (人)	32 (11)	23 (13)	27 (16)	28 (18)	28 (18)	30 (19)	43 (19)	42 (19)	47 (20)
指定被害者支援要員(本県)	240	274	334	380	408	425	462	473	523
指定被害者支援要員(全国)	19,513	20,478	21,377	22,676	23,753	24,886	25,179	26,019	31,089
直接支援 (件数)	4	26	47	55	100	126	69	63	28
支援要員運用事件数	135	219	220	379	363	283	280	376	298

※ 指定被害者支援要員とは、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に犯罪被害者等への付き添い等、事件発生直後における被害者支援活動を行う者をいう。

※ 本県警察における平成21年の指定被害者支援要員は523人で、平成13年に比べて117.9%増加している。全国警察における平成21年の指定被害者支援要員は31,089人で、平成13年に比べて59.3%増加している。

評価の結果

- ① 効果
 - 平成13年から平成21年までの間に、指定被害者支援要員を2倍以上に増員するとともに、同要員の運用件数についても2.2倍に増加し、その体制強化等により、きめ細かな犯罪被害者支援を推進した。
 - 性犯罪被害者の避妊等にかかる経費の公費負担を段階的に拡充し、犯罪被害者支援の一層の充実に向けて取り組んだ。
- ② 今後の施策展開の方向性
 - 途切れのないきめ細かな犯罪被害者支援を推進するため、引き続き、関係機関、団体と連携しつつ、各種施策を適切に推進する。

(4) 実績評価の見直し

ア 相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価

- 「警察安全相談・苦情取扱要綱の制定について(通達)」(H13.5)により、警察安全相談に関して適切な対応を行って犯罪の予防、市民応接等に功労があった職員に対して積極的な賞揚措置を実施(H21.7～相談等担当者10人を表彰)
- 「宮城県警察表彰規程運用要領の制定について(通達)」(H22.5)により、相談業務に3年以上引き続き勤務し、その間の勤務成績が良好である者に対して賞誉を授与することを明記
- より適正な保護を実現するため、旧保護規定を廃止し、「宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令」を制定(H17.3)。これまで自殺防止などで表彰
- 自殺防止事例
 - ・ 他県警察から集団自殺サイト利用の自殺企図者の手配連絡を受け、迅速、適正な対応により、自殺サイトを利用した3名を自殺企図に至る前に発見保護し、集団自殺を未然に防止
- 「宮城県警察表彰規程の運用について」により、犯罪被害者支援に関する個人及び部署に対する随時表彰を新設(H13.11)
- 被害者支援担当者の体験記を募集して作品集を編集・配布し、担当者の士気高揚を図るとともに、優秀な作品提出者を賞揚(H13～)
- 警察庁が行った「被害者支援体験記」の募集に際し、平成17年4月に発生した高校生被害にかかる死傷者多数交通事故、同年7月に発生した母子被害の交通死亡事故等多くの支援対象事案に対し、被害者の心情に配慮した適時・適切な支援活動を熱心に推進した署支

援係長が、自分自身が身をもって体験した事故の悲惨さと被害者支援の重要性、必要性を全国に訴えた功勞により、警察本部長賞が授与された。

〈被害者支援に係る表彰件数〉

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
所 属	警察庁長官賞		1	1					
	長官官房長賞					1			
	本部長表彰	2	1	1	2				
	主管部長表彰	9	5		1				
	主管課長表彰								
	所属長表彰								
個 人	長官官房給与厚生課長賞				2	1			
	本部長表彰	3		5	10	1			
	主管部長表彰	28	8	6	11	6	2	6	8
	他部長表彰				6				
	主管課長表彰				7	4	2	2	
	所属長表彰	3	3		4	3	1		
部 外	本部長表彰				3	1			
	警務部長表彰							1	

評価の結果

① 効果

- 功績のあった職員又は部署に対して、適切な評価が行われ、相談、保護、被害者支援等の業務の重要性に関する職員の意識改革が進んだ。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、相談、保護、被害者支援等の業務に対する適切な評価を実施し、賞揚を積極的に行うなど、担当職員の士気高揚を図る。

3 新たな時代の要請こたえる警察の構築

(1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

ア 銃器対策の強化

- 銃器・薬物対策として、「都道府県警察と管区海上保安部との人事交流の推進について」(警察庁通達)に基づき、第二管区海上保安部警備課との人事交流を実施(H13.4～)
- 宮城県銃器対策推進本部構成員の取締関係機関との相互理解と協力関係構築を図るため、意見、情報交換、取締り施策の検討等を定期的の実施(H13.7～)
- 宮城県知事を本部長とする「宮城県銃器対策推進本部」主催の「銃器根絶宮城県大会」を開催(H19.7)
- 銃器密輸入取締り現場における連携強化についての決定を受け、銃器対策に対する関係機関との一層緊密且つ円滑な捜査共助の構築と水際における捜査力の強化を図る目的で、塩釜港において、けん銃密輸入事犯を想定した3機関合同(県警、宮城海上保安部、横浜税関仙台塩釜税関支署)銃器犯罪水際対策訓練(銃器水際密輸阻止及び銃器C C D訓練)を実施(H20.2)
- 平成21年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は1件で、平成12年以降減少傾向
- 平成21年中の暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反の検挙人員は2人で、平成12年と比較して2名減少
- 平成21年中の暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数は4丁で、平成12年と比較して1丁増加(量的にはほぼ横ばい)



【けん銃事犯の押収品】

イ 薬物対策の強化

- 徹底した突き上げ捜査による上部追及、通信傍受等による麻薬特例法を適用した犯罪収益のはく奪、他部門と連携した戦略的な組織犯罪対策の推進、関係機関と連携した水際監視や取締りを強化
- 大学生、芸能関係者、プロスポーツ選手(東北楽天イーグルス、ベガルタ仙台)に対して薬物乱用講話を実施
(薬物事犯検挙件数等の推移)



【薬物事犯の押収品】

○ 本県

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	263	268	301	256	249	224	195	175	170	188	221
人員	187	198	225	202	172	144	128	122	114	137	157
指数	100	106	120	108	92	77	68	65	60	73	84

○ 全国

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	28,241	27,667	26,477	23,937	21,953	24,015	21,661	21,356	20,752	20,914	—
人員	20,382	19,647	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,992	—
指数	100	96	92	84	74	76	71	73	70	74	—

〈覚せい剤取締法の検挙件数等の推移〉

※ 検挙人員の()は女性。

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数		252	233	271	220	172	192	151	113	121	139	159
人員		183(40)	177(34)	207(44)	172(24)	112(24)	128(20)	100(15)	79(10)	81(22)	104(24)	115(25)
うち少年		13(9)	11(8)	11(8)	6(5)	6(4)	4(2)	1		3(3)	5(5)	2(2)
押収量 (g)	粉末	180.076	209.56	96.537	66.078	265.142	338.423	251.062	164.434	43.473	80.831	53.163
	原料				0.03	0.011					1.540	-

※ 本県警察における平成21年の覚せい剤取締法の検挙人員は104人で、平成12年に比べて43.2%減少している。全国警察における平成21年の覚せい剤取締法の検挙人員は11,655人で、平成12年に比べて38.5%減少している。

〈大麻取締法の検挙件数等の推移〉

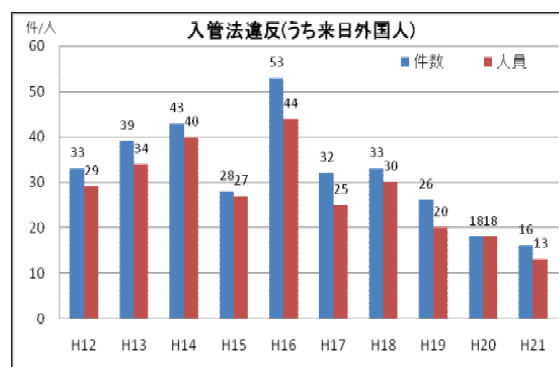
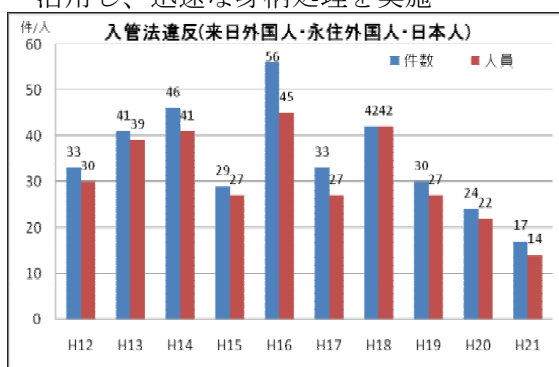
※ 検挙人員の()は女性。

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数		5	25	21	16	37	21	34	52	43	47	59
人員		1	12	12(2)	13(1)	20(2)	10(2)	23(1)	38(3)	30(1)	32(1)	42(2)
うち少年			2			1(1)			7	1	2	1(1)
押収量 (g)	乾燥	8.08	454.205	104.355	137.098	3553.167	60.726	230.74	315.432	352.834	2024.21	889.94
	樹脂	2.094	0.96			14.76	1.3	18.16		2.36		0.82
	草		146			220	3	11	25	63	32	290

※ 本県警察における平成21年の大麻取締法の検挙人員は32人で、平成12年に比べて32倍に増加している。全国警察における平成21年の大麻取締法の検挙人員は2,920人で、平成12年に比べて2.5倍に増加している。

ウ 密入国対策の強化

- 警察本部(東北6県)、仙台地方検察庁、仙台高等検察庁、仙台入国管理局、労働局(東北6県)、東北管区警察局で構成する「不法就労等外国人労働者問題東北地区協議会」において、緊密な情報交換を行い、不法就労対策にかかる具体的施策を協議(H4～)
- 警察本部、仙台入国管理局、宮城海上保安部等で構成する「宮城県集団密入国事犯事務連絡会」において、集団密航発生時の送致要領等について協議(H6～)
- 入国管理局と連携し、無許可風俗営業店等に対する合同摘発を推進
- 入管法第62条(入国管理局への通報)及び同法第65条(入国警備官への引渡し)を積極的に活用し、迅速な身柄処理を実施



○ 犯罪インフラ事犯の検挙事例

- ・ パキスタン人組織による銀行法違反(無許可営業)事件(H16.2宮城県警・埼玉県警)
- ・ 中国人らによる組織的な公文書偽造行使事件(警察庁指定第58号事件(H20.2宮城県警・警視庁・静岡県警・愛知県警・北海道警))

エ マネー・ローンダリング対策の強化

- マネー・ローンダリング犯罪の検挙に資することを目的として「疑わしい取引の届出制度の運用要領」を定め、刑事部参事官兼刑事総務課長を班長、関係する本部各課14名の課長補佐等で構成する「組織犯罪解明班」を設置(H12.1)(H19.4:犯罪収益解明班に改称)

- 組織改編により刑事部参事官兼組織犯罪対策課長を班長とするなど体制を整備
- 「宮城県警察組織犯罪対策要綱」を制定し、マネロン犯罪処罰規定等を積極的に活用するよう指示したほか月1回以上の解明班会議開催(H17.4)
- マネロン犯罪を担当する組織犯罪対策課組織犯罪対策係の警察官を2名から4名に増員し、一線警察署への支援体制を強化(H17.4)
- 「宮城県警察犯罪収益対策推進要綱」を制定し、犯罪収益解明班を基軸として犯罪収益対策を推進することなどを指示(H19.6)
- 組織犯罪対策推進本部会議、警察署長会議、刑事課長会議等の各種会議において、「疑取情報」の活用及び組織的犯罪処罰法の積極的な適用について指示し、幹部に対する意識付けを行ったほか、担当者研修会の実施や「組織犯罪対策通報」等の執務・教養資料を发出し、マネロン処罰規定の積極的な運用についての意識付けを実施
- 毎月1回開催している犯罪収益解明班会議を基軸として、「疑取情報」を活用した事件検挙を推進
- マネロン担当捜査員が、前提犯罪を把握し、捜査員に対する関係法令の浸透などにより、検挙と実績が向上

〈組織的犯罪処罰法適用による検挙件数〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
総数				1			3	5	10	12	5	36
10条隠匿				1			3	4	9	11	3	31
11条收受								1	1	1	2	5

※ 本県警察における平成21年の組織的犯罪処罰法適用による検挙件数は12件で、平成15年に比べて12倍に増加している。全国警察における平成21年の組織的犯罪処罰法適用による検挙件数は226件で、平成15年に比べて4倍に増加している。

オ 執行力強化に向けた組織づくり

- 平成13年3月、生活安全部の生活保安課及び銃器対策課を改編し、生活環境課及び銃器薬物対策課を新設
- 平成14年3月、生活安全部銃器薬物対策課の銃器捜査第一係、銃器捜査第二係及び銃器特別捜査係を捜査第一係に、薬物捜査第一係及び薬物捜査第二係を捜査第二係に統合、銃器薬物捜査指導官兼次長をそれぞれ専任化、暴力団対策課暴力特別捜査隊捜査第一係、捜査第二係、企業暴力対策係及び特殊金融暴力捜査係を暴力特別捜査係に統合
- 平成16年4月、刑事部に組織犯罪対策室を附置し、同室に組織犯罪対策課を新設。暴力団対策課及び銃器薬物対策課を移管
- 平成17年4月、「宮城県警察組織犯罪対策推進本部」を設置し、関係部門が連携した総合的な情報収集・分析による取締りの強化を実施
- 平成18年4月、組織犯罪対策室を組織犯罪対策局に改称、組織犯罪対策課に国際犯罪捜査指導官を新設
- 組織犯罪対策課に情報分析係を新設(H20.4)
- 犯罪のグローバル化に対応するため、「犯罪のグローバル化対策委員会」を設置(H22.4)し、各部門が一体となった総合対策を推進

(暴力団等検挙人員の推移)

○ 本県

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
暴力団犯罪検挙人員	321	295	343	349	262	265	224	267	280	321	312
指 数	100	92	107	109	82	83	70	83	87	100	98
来日外国人犯罪検挙人員	78	94	154	150	155	122	99	67	63	60	69
指 数	100	120	197	192	199	156	127	86	81	77	88

※ 平成22年は暫定値

○ 全国

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
暴力団犯罪検挙人員	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	—
指 数	100	100	99	98	94	95	92	87	84	85	—
来日外国人犯罪検挙人員	12,711	14,660	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	—
指 数	100	115	128	157	172	167	148	125	109	104	—

カ 専門的技術能力の向上のための訓練の充実

- 県警察学校における専科教養(平成16年度開始。毎年度15人程度が受講)及び警察本部における捜査実戦塾等の実施
- 警察本部においては、国際犯罪捜査の専門的技術能力の向上を目的として、平成18年度から毎年捜査実戦塾を開催(H18年度から年1回開催。毎年度25人程度が出席)
- 外国人犯罪初動捜査マニュアルを策定し、各警察署において同マニュアルに基づく初動捜査訓練を実施(H22.4)
- これまで開催していた通訳人研修会(年1回)、通訳官研修会(年2回)に加え、裁判員裁判に的確に対応することを目的とした通訳を介した取調官研修会等を開催(H22.5)



【通訳人研修会】

キ 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

- 暴力団や外国人犯罪組織による銃器薬物などの禁制品の密輸入、外国人の密入国や不法滞在事犯を担当する仙台入国管理局、宮城海上保安部、横浜税関と効率的な連携を図ることを目的として、平成16年に「組織犯罪水際対策連絡会議」を設置(年1回の会議を開催)
- 事務レベルでの「組織犯罪水際対策連絡会議実務担当者会議」を開催(H18～)
- 「宮城県クレジットカード犯罪対策連絡協議会」について、総会、定例会をそれぞれ年1回以上開催(H5～)
- 水際対策連絡会議関係機関との連携による検挙事例
 - ・ 東北留学生支援協会による中国人留・就学生を対象とした組織的な職業安定法違反入管と連携し、留学の資格で入国した中国人らが、ボランティア事業に見せかけた「東北留学生支援協会」を立ち上げ、無資格にもかかわらず外国人留・就学生に有料でアルバイトを斡旋し、3年半の間に約600名から1,800万円の報酬を得ていた職業安定法違反事件で、中国人3人、韓国人1人、日本人4人を逮捕(H19.8検挙)
- 宮城県クレジットカード犯罪対策連絡協議会との連携による検挙事例
 - ・ 中国人らによる広域にわたる不正作支支払用カード電磁的記録供用・詐欺事件
中国人を首魁とした偽造クレジットカード犯罪組織が、中国エステ店等でスキミングによって入手したカードデータを基に、偽造工場で偽造クレジットカードを作成したうえ、暴力団関係者を買い子役として手配し、複数の買い子グループを組織したうえ、全国の家電量販店において、偽造カードを使用して電化製品を騙し取っていた不正作支

払用カード電磁的記録供用・詐欺事件で、クレジットカード偽造役を含む42人(中国人15人、フィリピン人1人、日本人26人)を逮捕し、偽造クレジットカード行使グループ及びクレジットカードの偽造工場を壊滅(H20.3検挙)

評価の結果

① 効果

- 組織犯罪対策のための組織整備が進んだことにより、情報の共有化が円滑に行われ、暴力団犯罪等の対策を一体的に推進した。
- 銃器対策の強化により発砲事件を抑止したほか、薬物の取締り強化と広報啓発活動により薬物乱用防止を推進した。
- 組織的犯罪処罰法等の積極的な適用により、犯罪収益のはく奪が進展した。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、犯罪のグローバル化に的確に対応するとともに、暴力団等犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた実態解明により、検挙を始めとする戦略的な諸対策を推進するとともに、資金源となる犯罪収益をはく奪していく。
- 銃器・薬物に対しては、引き続き、高度な捜査手法の活用や関係機関との連携を一層強化して取締りを推進するとともに、各種広報啓発活動を積極的に展開してその防止に努める。

(2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

ア 監視・緊急対処体制の整備強化

- 警備部長通達「宮城県警察における当面のサイバーテロ対策について」により、警備部を核として「サイバーテロ対策プロジェクトチーム」を編成し、重要インフラ事業者等に対する情報提供や管理者対策を実施する態勢を整備(H14.1)
- 警察庁警備局長ほか各局長連名通達「サイバーテロ対策の強化について」により、重要インフラ事業者等への対策の徹底と既設の「サイバーテロ対策プロジェクトチーム」の組織的運用を図るため、「サイバーテロ対策プロジェクト」を設置(H15.3)し、重要インフラ事業者等の管理者に対するサイバーテロの未然防止やサイバーテロ事案発生時の緊急対処に係る技術的指導・助言を行うための態勢を整備
- 平成16年度の宮城県警察組織機構改編によりサイバーテロ対策プロジェクト運営要綱の一部を改正するなどし、現在の態勢を確立
- 7分野(情報通信、金融、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、水道)、9事業者の管理者に対して個別訪問を実施し、平素からの連絡体制を確立
- 東北管区警察局に配置されているサイバーフォースと連携し、重要インフラ事業者等を対象としたサイバーテロ発生時緊急対処訓練を実施(年1回以上)
- 警察庁セキュリティポータルサイト「@p o l i c e (アットポリス)」等を活用し、県内市町村や企業の情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティセミナー等を開催(6回)して広報啓発活動を実施
- 各種教養の機会を捉えて、情報セキュリティに関する基礎知識等の教養を行うとともに、適格者を選考してサイバーテロ対策関係専科に職員を入校させ、必要な知識・技能の習得推進
- サイバーテロ対策ユニットを活用し、光ファイバー接続により、サイバーテロ対策に資するネットワーク環境を構築

評価の結果

① 効果

- 平素から重要インフラ事業者等への個別訪問を行うことにより、緊急対処に必要な技術情報の共有化と緊急時の迅速な連絡体制が確立された。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、サイバー犯罪対策の取締りを強化するとともに、国民、事業者に対する注意喚起を行い、サイバー犯罪に強い社会づくりを推進する。
- サイバーテロ対策を一層推進するため、サイバーテロ対策協議会の効果的運営、重要インフラ事業者への個別訪問や共同訓練を積極的に実施する。

(3) 広域犯罪への的確な対応

ア 広域捜査支援システムの整備

○ 緊急配備支援システムの整備（H16～）

自動車盗や自動車を利用した犯罪を迅速かつ的確に検挙するため、走行中の自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する緊急配備支援システムを県内各地に整備した。

○ 情報分析支援システム（C I S－C A T S）の整備（H21.1～）

捜査方針の策定や捜査項目の優先順位の判断を支援し、犯罪の迅速な検挙を図るため、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせて犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等の総合的な分析を可能とする情報分析支援システム（C I S－C A T S）を本部及び県下警察署に整備している。

評価の結果

① 効果

- 緊急配備支援システム等の計画的な整備を図り、自動車盗や自動車を利用した犯罪の検挙を推進した。

② 今後の施策展開の方向性

- 緊急配備支援システムの配備等、広域捜査支援システムの増強整備を推進する。

(4) 安全かつ快適な交通の確保

ア 道路交通のIT化、バリアフリー化の推進

○ 警察におけるITS（高度道路交通システム）としてUTMS（新交通管理システム）を推進し、

・ 光ビーコン

UTMSの基本インフラである光ビーコンの整備

・ 歩行者等支援情報通信システム（PICS）

大崎市内（古川）20交差点、仙台市内8交差点に視覚障害者対象のシステムを整備

・ 公共車両優先システム（PTPS）

乗合バスの定時運行を確保のため、県道仙台泉線の台原二丁目交差点から青葉区役所前交差点までの上り2.6kmの区間に整備

を整備

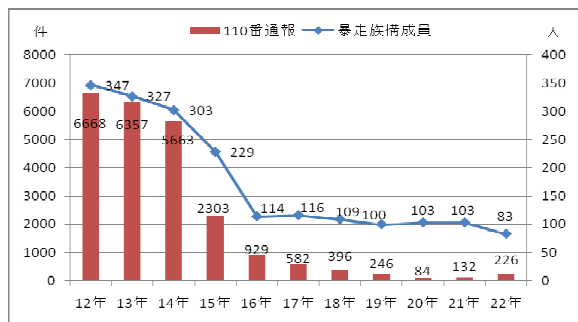
○ 指定道路における円滑化対策事業として、交通情報板（マルチパターン式）を整備

○ 視覚障害者等の福祉機関からの意見を参考に12か所について、エスコートゾーンを整備

イ 凶悪化する暴走族に対する対策の強化

- 暴走族対策では、「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」の改正による罰則の制定(H15施行)や取締りの強化とともに、官民一体となった暴走族追放運動の展開などの総合的な暴走族対策を推進
- 「第1回宮城県暴走族根絶県民大会」を開催(H11.6)し、以後毎年大会を開催して地域、職域等における暴走族追放意識を高揚
- 毎年6月を「暴走族取締り強化月間」に設定し、宮城運輸支局と合同の「違法改造車両一斉取締り」を実施するなど、他機関との連携による取締り等の対策を実施
- 道路交通法の一部を改正する法律(H16.11)に基づき、暴走族による共同危険行為違反等の検挙に努め、平成17年中は5件96名を検挙
- 第一線警察署交通課員を対象に「暴走族事件捜査実戦塾」を毎年開催して、爆音暴走行為の採証技術向上等、暴走族事件捜査実務能力の向上及び受傷事故絶無の徹底
- 集団暴走行為を検挙するため、平成21年度末までに暴走族取締用車両4台が配置されたほか、ストロボ付き連写カメラ、ビデオカメラ等の採証用機材、クイックガード等の阻止機材を配備

〈暴走族構成員数等の推移〉

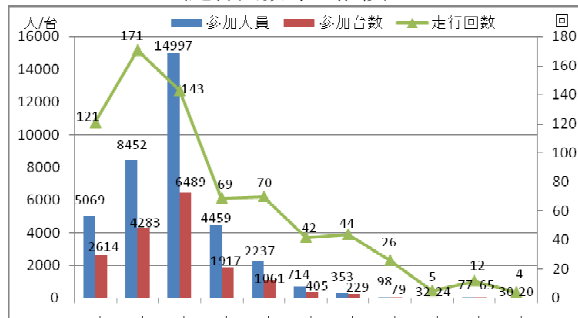


- 平成21年末現在における県内の暴走族構成員数は103人で、平成12年以降減少
- 平成21年中の暴走族に関する110番通報件数は132件で、平成12年の6,668件をピークに大幅減少

※ 本県における平成21年の暴走族構成員は103人で、平成12年に比べて70.3%減少している。全国における平成21年の暴走族構成員は10,454人で、平成12年に比べて62.3%減少している。

- 暴走族の検挙人員は、96名の大量検挙があった平成17年以降激減し、平成21年中は検挙なし。い集・走行参加人数に対する検挙割合は、平成20年中に56.3%を記録し、平成12年以降、最高
- 平成21年中のい集走行回数は12回、参加人数は77人、参加台数は65台で、前年より微増したが、全体としては減少傾向

〈走行回数等の推移〉



※ 本県における平成21年の暴走族の走行回数は12回で、平成12年に比べて90.1%減少している。全国における平成21年の暴走族の走行回数は3,572回で、平成12年に比べて59.9%減少している。

ウ 手続の簡素化による国民の負担軽減

- 運転免許証の更新手続きにおける写真添付の廃止(H13.4)
- 経由申請の充実及び運転免許の更新期間のを延長(H14.6～)
- 日曜日における記載事項変更手続きの実施(H20.1～)
- 運転免許証の更新手続きにおける高齢者優先窓口の開設(H20.9)
- 警察署での運転経歴証明書の交付(H20.10～)
- 運転免許証のICカード化(H21.1)
- 運転免許証の記載事項変更手続きにおける写真添付の廃止(H21.5～)

評価の結果

① 効果

- 交通信号機のバリアフリー対応を100%計画どおり実施し、歩行者空間の安全確保に向けた取組みが推進された。
- 暴走族構成員数、110番通報件数、走行回数等は、平成12年と比較していずれも大幅に減少した。
- 運転免許証の更新手続きにおける写真添付の廃止、免許証の更新期間の延長等により、更新申請者等の負担軽減に向けた取組みが図られた。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を重点的かつ効果的に推進する。
- 暴走族根絶の手をゆるめることなく、各部門が連携した暴走族対策を推進する。
- 運転免許に係る各種手続きの一層の簡素化・合理化を図り、県民の負担の軽減と利便の向上を図る。

4 警察活動を支える人的基盤の強化

(1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

ア 教育の充実

(ア) 昇任時教育期間の延長等

県警察学校で実施している巡査部長任用科等の教育期間を延長し、幹部に強く求められる職務倫理の実践及び指導に必要な教育を推進

(イ) 新採用時教育制度の導入

大量退職・採用時代における新規採用警察官の早期戦力化を図るため、新採用時教育制度を導入し、現場執行力を強化する採用時教育を実施(H17. 4)

(ウ) 実戦的教育の強化

○ 警察学校では、実際の現場を想定した職務質問、擬律判断、制圧・逮捕等の実戦的教育を充実・強化

○ 警察学校や各所属において組織全体の職務執行能力の向上を図る目的で、各部門の技能指導官や退職警察職員を活用した伝承教育を実施

○ 勤務実績低調者に対する指導を強化するため「個人指導要領」を制定(H16. 4)し、低調者に対する実務能力の向上を推進

○ 身近で発生した事案等を教材として、取り扱った警察官等が取扱状況や反省点、教訓等を直接、同僚等に伝え、意見を交わすことによって擬似体験させるE・E実戦塾について本部長通達を発出(H20. 3)し、若手警察官の実務能力向上を推進

○ 職員全体の実務能力の向上等を図ることを目的に、各種学校教養等修了者が入校中に学び修得した知識、技能等を所属職員に伝達教養する本部長通達を発出(H20. 7)し、積極的な伝達教養を推進

○ 本県独自の職場教養の実戦的総合訓練の施策として、「警察署における当直初動対応訓練マニュアル」を策定(H21. 10)し、当直初動対応訓練を実施

○ 平成17年以降、「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」を組織を挙げて推進しているほか、初動警察刷新強化に向けた当直初動対応訓練や技能指導官制度による伝承教養の実施、総合術科訓練の推進等により執行力を確保

(エ) 警察学校における教授内容、教育技法、教材等に関する調査・研究

各管区ごとに警察本部教養担当課長及び警察学校長を対象とした会議等が開催され、教育現場の意見・要望の聴取や各警察学校における教育担当者間の意見交換が行われ、情報共有が図られるとともに、第一線の現場執行力の強化に直結する内容とした授業の新設や拡充を推進

(オ) 宮城県警察学校教官選抜要綱の制定

「宮城県警察学校教官選考委員会設置要綱」を制定(H14. 7)し、警察学校における人的面からの教育の充実のを制度化



【制圧・逮捕術等の実戦的訓練】



【当直初動対応訓練】

(カ) 部門別任用科等への自薦制度の導入

部門別任用科及び各種専科へ自薦制度を導入し、人材の発掘と勤務意欲の高揚を推進(H14.9)

(キ) 一般職員に対する学校教育の改善

警察官と一体となって業務を行う一般職員について、職務に必要な知識・技能等を修得させ、同時に警察職員としての職責の自覚と使命感を高めるため、一般職員初任科の教授内容の見直し(H14.4)を実施

(ク) 長期間学校教育を受けていない者に対する教育の実施

5年以上にわたり警察学校における教育を受けていない職員を対象に「警察実務専科」を開設(H12～)、職務倫理のほか県警察の重要課題等に関する教育を推進

(ケ) 術科指導室の新設並びに実戦的逮捕術訓練と総合術科訓練の推進

大量退職・採用時代に伴う現場執行力の低下に対応するため警務部教養課に「術科指導室」を新設(H18.4)し、実戦的逮捕術訓練等を推進しているほか、「総合術科訓練実施要領」を制定(H21.6)し、実戦的な訓練を強化

(コ) けん銃使用判断能力向上のための訓練の充実
ビデオ(H16.4)や可搬式の映像射撃シミュレーター(H18.5)による教養を導入し、けん銃使用判断能力、射撃能力の向上を推進



【実戦的射撃訓練】

(サ) 基礎体力の維持向上

○ 新警察体力検定「JAPPAT」(ジャパット)を導入した「宮城県警察体力検定等実施要綱」を制定(H14.12)し、年1回以上の検定を実施

○ 訓練基準の明確化

平成18年度以降所属における術科訓練の訓練基準を明確化

- ・ 柔剣道訓練～月2回以上(採用4年未満は月3回以上)
- ・ 逮捕術訓練～月1回以上
- ・ 総合術科訓練～所属において月1回以上(警部補以下は年間1回以上)
- ・ 夏期・冬期術科訓練～柔剣道を5回以上(採用4年未満は6回以上)

※ 総合術科訓練については平成22年度から設定

○ 若手警察官術科錬成会の開催

若手警察官を対象とした「若手警察官術科錬成会」(H18～H21)及び出場者の本部選考指名による「伊達な警察術科錬成会」(H22～)を開催し、若手警察官の体力の維持・向上と術科技能の向上を推進



【若手警察官術科錬成会】

(シ) 警察改革の精神を風化させない取組み

警察改革の精神を風化させないため、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、県民のための警察を確立するための職務倫理教育を徹底し、幹部を始めとする職員一人一人の意識改革を実施

(主な取組状況)

- 県警察WANシステムに「教養資料掲示板」を設け、教養資料を掲示(H15～)
- 竹内警察本部長作成にかかる職務倫理教養資料「幸せカード」を掲示板に掲載(H21.11～)
- 「警察改革～治安再生に向けて～」(元警察庁長官吉村博人著)を必携書に指定し、初任科生の職務倫理教育の授業に活用(H18～)

- 平成22年度の青年警察職員意見発表大会の副題として「警察改革10年を迎えて」を加え、警察改革の精神を風化させない取り組みとして実施

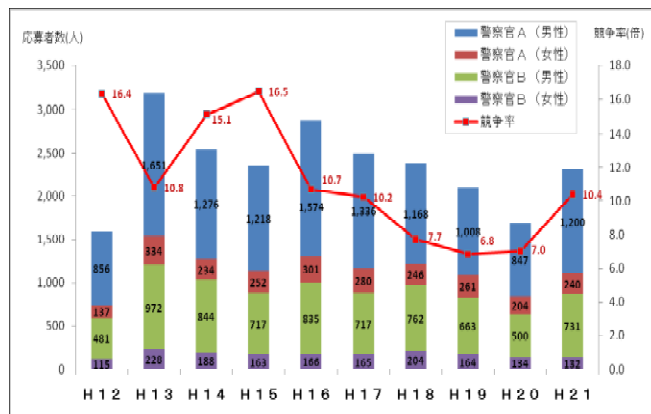
イ 職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

- 平成9年以降、必要な範囲で警部補の職位を二分化し、上位職の警部補を統括係長に指定して業務に対する責任や指揮命令系統を明確化(H22：207係208人を指定)
- 真に実務能力に優れ、幹部として適格性を有する者を上位の階級に昇任させる必要があることを鑑み、階級別定数の流用ができるよう職員定数条例を改正(H15.3)

ウ 優秀かつ多様な人材の確保と活用

〈採用試験の応募状況等の推移〉

- 警察の視点に立った採用を目的として、県人事委員会から警察官採用試験の大幅な権限委任を受け、採用試験制度を改善(H20.4)
 - ・ 人物試験委員構成の見直し及び若手人物試験委員の登用
 - ・ 人物試験委員の面接技能向上
 - ・ 身体検査基準等の緩和



※ 本県警察における平成21年の応募者数は2,303人で、平成12年の1,589人から約45%増加しているが、採用者数の拡大に伴い、平成21年の競争率は10.4倍で、平成12年の16.4倍から減少している。全国警察における平成21年の競争率は8.5倍で、平成12年の15.1倍から減少している。

- より幅広い受験適齢層に対する警察業務への就業意識付けや志望意欲の高揚を目的として、
 - ・ 警察学校における体験・体感型の就職説明・施設等見学会の実施(H20～)
 - ・ 民間企業等の採用活動の早期化に対応した募集用パンフレット等の早期作成(約4か月繰上)と募集活動の実施(H20～)
 - ・ インターネット等メディアを活用した募集広報(H12頃～)
 - ・ 東北・北海道・関東エリアにおける募集活動の実施(H17～)

など創意工夫を凝らした募集活動を強力に推進

- 警察官採用試験の受験応募者数減少に歯止めをかけ、民間企業の採用活動の早期化などに対応し、民間企業等で培った幅広い知識・能力を有する優秀かつ多様な人材を確保することを目的として、受験上限年齢を29歳から33歳に4歳引き上げたことにより、5年ぶりに受験者数が増加に転じるなど、門戸を拡大
- 犯罪情勢に的確に対応し、警察執行力の強化・向上を図るため、財務・サイバー・国際(北京語等)・心理に関する専門的知識を有する者を特別枠として採用(H22.4：中途採用者2人、特別採用者12人)
- 中途採用者及び特別採用者について、県学校、管区学校における専科教養・事件実践塾等において、講師として専門知識や技能を教授しており、現場捜査員の能力向上に寄与

エ 女性警察官の積極的な活用

- 女性警察官の割合は、平成12年と比較すると137人から225人の88人増と、約2ポイント増の6.1%となっており、能力や特性を発揮できるポストへ拡大配置(平成20年から全警察署に配置)

評価の結果

① 効果

- 各級警察学校及び職場において、具体的事例に基づいた実戦的な教育技法を導入するなど、精強な第一線現場における執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上するための教育が充実するよう、その取組みが強化された。
- 警察官採用試験の受験上限年齢の引き上げなどにより、平成21年における試験区分全体で受験応募者が増加(前年比+36.7%)した。

② 今後の施策展開の方向性

- 人的基盤を強化するため、引き続き、優秀な人材の確保と職員一人一人の資質の向上を図る。

(2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

ア 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

- 管理部門・デスク部門の削減を行い、実働部門の体制を強化

	管理部門・デスク部門	実働部門
H12.4	456人	2,790人
H22.4 (H12との比較)	290人 (-166人)	3,197人 (+407人)

イ 効率性の追求

- 平成15年3月、宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令の全部改正を行い、決裁業務の効率化・省力化を推進
- 係の統廃合による縦割り主義の排除等により、効率的な業務運営に資する組織づくりを実施

ウ 意見提案制度「提案.com（提案ドットコム）」の導入・活用

- 平成20年4月、職員及びその家族から業務改善等につながる提案を文書又はメールで受け付ける制度として、「提案.com」を導入
- 提案された意見は、当該内容を主管する課での検討又は必要により部長会議等での審議を受けるなど組織的に検討し、実施可能なものは積極的に実施

〈提案数及び実施状況〉

	提案数	実施	継続検討	困難
平成20年	9	4		5
平成21年	4	1	1	2
平成22年	10	5	1	4

エ 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

- 平成13年以降、警察官を417人増員(警察官一人当たりの人口負担は636人(全国平均502人)で全国4位の高負担)

評価の結果

① 効果

- 実働部門の体制強化、警察官の増員等により、刑法犯認知件数や交通事故死者数の減少等、指数治安の改善に効果が認められた。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、計画的な増員を要望実施するとともに、業務の在り方、必要性を勘案した業務の見直しを一層推進する。

- 「提案.com」の制度を一層推進し、職員等からの率直かつ建設的な意見を業務の合理化等に反映させることにより、組織運営の活性化を図る。

(3) 活力を生む組織運営

ア 「伊達な警察」プロジェクトの推進

- 「伊達な警察」プロジェクトとは、県民に最良の治安サービスを提供できる警察、すなわち、「県民の要望に誠実に対処する警察（誠実対処）」、「いざというときに頼りになる警察（有事即応）」及び「県民から期待され、信頼される警察（信頼確保）」を意味するキャッチフレーズとして、「伊達な警察」を用い、警察本部の全所属とすべての警察署(64所属)において、その実情、諸課題等を踏まえて独自の施策を策定し、これをプロジェクト方式で継続的に実施する県警察全体の取組み



【伊達な特別捜査隊の発隊式】

- 第1期プロジェクト(H22.4～9)では、若手警察官の早期育成を中心として現場執行力の強化や犯罪の抑止・検挙に向けた施策のほか、窓口対応等に関する施策を積極的に展開。現在、第2期プロジェクト(H22.10～H23.3)を推進中

イ 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

- 特殊勤務手当額の改正や時間外勤務手当の確保に努めているほか、時間外勤務の縮減に向けた施策を展開(H22～)するなど、健康面にも配慮した取組みを推進
- 勤勉手当への実績反映を拡大するよう評価区分を見直し(H18.6)
- 平成18年3月、「宮城県警察職員の健康管理に関する訓令」を制定するとともに、心の病気による休業者の増加に対応するため、精神科の健康管理医を2人体制に拡充
- 平成18年度から歯科検診を、平成20年度から深夜業務従事者に対する健康診断を新たに実施して、職員の適切な健康管理対策を推進



【健康管理担当者研修会】

〈心の病気〉

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
長期休業者数	20	24	30	29	30
長期休業日数	2,314	2,867	3,460	3,753	4,505

※ 本県警察における平成21年の長期休業者数は30人で、平成12年に比べて50%増加している。全国警察における平成21年の長期休業者数は1,566人で、平成12年に比べて73.6%増加している。

ウ 表彰・報奨制度の充実

- 宮城県警察表彰規程を改正(H13.11)し、「犯罪検挙功労があつて、速やかに賞揚すべきであると認められる職員」に対して即賞を授与
- 「県警大賞」顕彰要綱(H5.7)及び「地域警察大賞」顕彰要綱を制定(H15.1)
- 「県警新人賞」顕彰要綱を制定(H20.12)

〈県警大賞等の推移〉

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
県 警	大 賞	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2
	準 賞	—	1	1	1	2	1	2	—	1	1
地域警察大賞		—	—	1	1	—	—	—	1	1	—
県警新人賞		—	—	—	—	—	—	—	—	7	7

- 宮城県警察表彰規程の一部を改正(H22. 5)し、本部長表彰に「苦情・相談処理業務職員に対する定例的表彰」を新たに加えるとともに、即賞、駐在所勤務者表彰等の表彰の要件を見直し

エ 能力・実績に応じた昇進・給与

- 「警察官昇任資格考査実施要領」を制定し、一般試験考査及び専門試験考査に勤務評定結果を反映(H14. 3)。勤務評定加点割合を増加する見直しの改正(H16. 4)
- 勤務成績に基づく査定昇給制度を導入(H20. 12)

評価の結果

① 効果

- 「伊達な警察」プロジェクトの推進を通じて、各種治安対策や若手警察官の育成等の施策が積極的に展開され、組織内の融和と職員の士気高揚が図られた。
- 組織的な健康管理対策はもとより、時間外勤務の縮減に向けた施策を展開するなど、職員の健康面に配慮した取り組みが推進された。
- 実情に応じて新たな表彰制度を設けるなど、警察職員の表彰の機会を拡充し、表彰・報奨制度の充実を図った。
- 勤務成績に基づく査定昇給及び勤勉手当への実績反映がなされる制度を確立し、実績を上げた者が適正な処遇を受け、士気の高揚が図られている。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、組織内の融和と職員の士気高揚を図りつつ、職員の心身の健康管理を含めた活力を生む組織運営を行う。
- 表彰に当たっては、時機を失することなく、賞揚効果に配慮した迅速な表彰に努め、より一層の活力ある組織運営に努める。
- 客観的かつ公平な実績評価と、その結果が適正かつ確実に処遇に反映されるよう、その取り組みの指導を一層徹底し、更なる職員の士気高揚を図る。

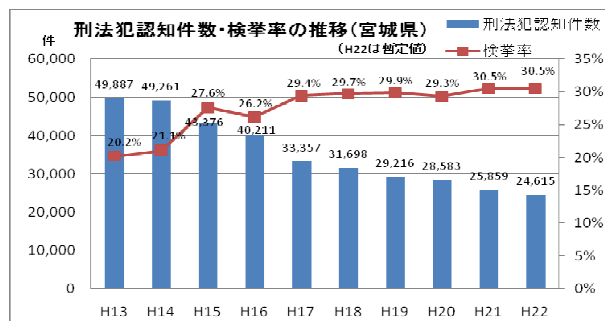
第2 警察改革の持続的断行

1 治安の回復

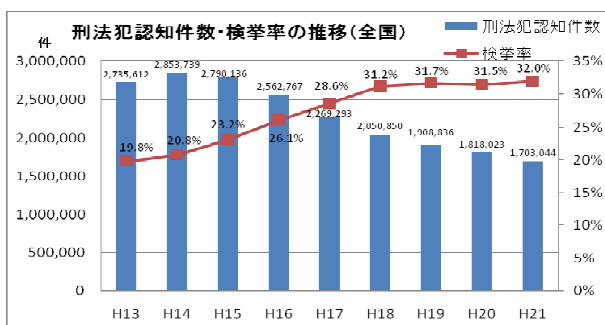
(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

ア 総合対策の推進

- 「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（通達）」等を発出（H14.11）。「宮城県警察街頭犯罪等抑止総合対策推進本部」を設置し諸対策を推進
- 効果的かつ組織横断的な総合対策を推進するため、生活安全企画課に「街頭犯罪総合対策室」を附置（H15.8）
- 「安全・安心なまちづくり」を総合的に推進する観点から「街頭犯罪総合対策策室」を発展的に解消し、「安全安心推進室」を設置（H18.4）
- 「安全安心推進室」に「情報発信係」を設置するとともに、専従の情報発信官（警部）を配置（H19.3）
- 「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（通達）」を発出し、「宮城県警察街頭犯罪及び侵入犯罪抑止総合対策推進本部」を設置（H19.2）
- 「安全安心推進室」を発展的に解消し、「犯罪抑止対策室」を設置して総合的な犯罪抑止対策を推進（H21.4）
- 平成15年以降、ブロック別検討会等を開催するとともに、総合対策の推進状況等について随時検証して把握
- 県内の総合対策の推進状況等を踏まえ、翌年の総合対策の基本方針を策定し、重点を指向した計画の見直し及び総合対策の推進（H16～）

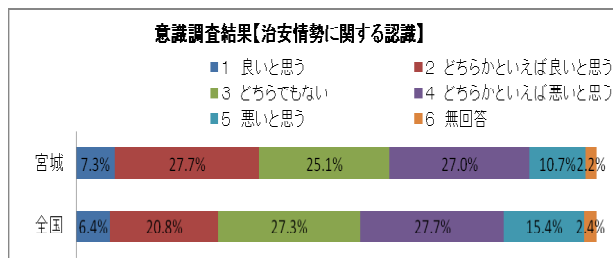


※ 県内の刑法犯認知件数は、平成13年がピークで平成14年以降9年連続で減少。その検挙率は、平成13年の20.2%に対し、平成22年は30.5%で10.3ポイント上昇している。（H21:県内30.5%、全国平均32%）



※ 意識調査では、「現在の治安情勢についてどう思うか」との質問に対し、「良いと思う」、「どちらかといえば良いと思う」と回答した人が35%（全国27.2%）であり、「悪いと思う」、「どちらかといえば悪いと思う」と回答した人が37.7%（全国43.1%）と、体感治安が未だ回復していないと認められる。

イ 意識調査結果



評価の結果

① 効果

- 刑法犯認知件数は、ピーク時の平成13年は約5万件であったが、街頭犯罪対策等の諸対策を継続して推進したことにより、平成14年から9年連続で減少傾向にある。

② 今後の施策展開の方向性

- 県内の治安を確固たるものとするため、初動警察の刷新強化、初動捜査の高度化

と捜査の科学化、犯罪のグローバル化対策、犯罪の起きにくい社会づくり等の施策をより一層推進しつつ、新しい発想に基づく犯罪対策を編み出し展開する。

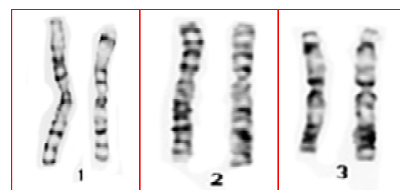
(2) 重要犯罪に係る捜査の強化

ア 捜査支援システムの整備

- 緊急配備支援システムの整備（37ページ参照）
- 情報分析支援システム（C I S－C A T S）の整備（37ページ参照）

イ 科学捜査体制の強化等

- 科学捜査の体制強化と適切な配置
 - ・ 所長以下20人（警察官2人、事務職員1人、研究職員17人）
 - ・ 科学捜査研究所長を警察官（警視）から研究職員に、副所長を研究職員から警察官（警部）に振り替えたほか、企画指導係（警部補1人）を設置
 - ・ 法医科～科長以下6人、DNA型鑑定従事者3人（平成23年度にDNA型鑑定要員1人増が容認）



【捜査の高度化DNA型鑑定】

- DNA型鑑定の積極的活用

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
事件数（件）	70	303	683	535	477	400
嘱託書数（通）	96	577	1,097	1,285	1,374	1,300
資料数（点）	346	1,130	1,486	1,576	1,740	1,590

※ 本県警察における平成21年のDNA型鑑定の活用事件数は477件で、平成17年に比べて6.8倍に増加している。全国警察における平成21年のDNA型鑑定の活用事件数は35,402件で、平成17年に比べて6.2倍に増加している。

ウ 適正な検視業務の推進

- 検視体制の強化（H22.4現在）
 - ・ 刑事調査官（警視） 1人
 - ・ 検視官（警部） 3人（増員1）
 - ・ 検視係長（警部補） 4人（増員2）
 - ・ 検視係主任（巡査部長） 3人（増員3）
- 資機材の整備活用
 - ・ CT画像検査

司法検視を実施した死体の中で刑事調査官が必要と認めた死体について実施（国費：東北大学98件・大崎市民病院2件）
 - ・ 本部～超音波検査器1台、デジカメ4台、CO簡易検知器1台、ガス検知器2台、PHS携帯11台、車両3台等
 - ・ 各署～遺体保冷库、デジカメ、CO簡易検知器、PHS、硫化水素備品、トライエージ、ガス検知器等
 - ・ 鑑識体制の強化と適切な配置

警察署の鑑識専従者を増員（12人）し、仙台南、仙台東、泉、石巻署の鑑識係員の一部について3交替制勤務を導入

エ 合同・共同捜査の推進

- ・ 平成17年 4件
- ・ 平成18年 4件
- ・ 平成19年 8件
- ・ 平成20年 3件
- ・ 平成21年 10件



【合同捜査本部事件の押収品】

〈重要犯罪認知検挙状況の推移〉

○ 本県

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22(暫定値)
認知件数	424	361	351	297	325	333	334	310	292	284
検挙件数	278	149	174	134	199	232	193	164	200	171
検挙率	65.6%	41.3%	49.6%	45.1%	61.2%	69.7%	57.8%	52.9%	68.5%	60.2%

○ 全国

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22(暫定値)
認知件数	21,530	22,294	23,971	22,568	20,388	18,649	16,922	15,847	15,158	14,789
検挙件数	11,418	11,186	12,362	11,812	11,419	11,084	10,181	9,925	9,776	9,292
検挙率	53.0%	50.2%	51.6%	52.3%	56.0%	59.4%	60.2%	62.6%	64.5%	62.8%

※ 重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。

評価の結果

① 効果

- 平成21年の重要犯罪の検挙率は68.5%で、平成13年の検挙率65.6%と比べて2.9ポイント増加している(全国は検挙率64.5%で11.5ポイント増加)。

② 今後の施策展開の方向性

- C I S - C A T S の活用促進、DNA型鑑定・DNA型データベースの積極的活用等、検視体制の強化、合同・共同捜査の推進等、初動捜査の高度化と捜査の科学化を推進し、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。

(3) 振り込め詐欺対策の強化

ア 体制の強化

- 平成16年7月、「身近な知能犯罪の抑止対策の強化について」により、警察本部に推進本部を設置
- 県内における平成20年5月末現在の認知件数が全国同様に大幅な増加傾向を示したことから、取締活動と予防活動との連携を強化し、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進するため、平成20年7月、警察本部長を本部長とする「宮城県警察振り込め詐欺対策本部」を設置



【H22.6振り込め詐欺緊急対策会議】

イ 取締り活動の強化

- 犯行グループの取締りを徹底するとともに、振り込め詐欺を助長する行為(携帯電話や口座の不正取得、売買)について、刑法、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法等の法令を適用して取締りを強化

〈本県の振り込め詐欺実行犯検挙人員及び件数〉

○ 本県

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
検挙人員	0	4	15	3	7	15	9
指数	—	100	375	75	175	375	225
検挙件数	0	3	122	77	12	97	31
指数	—	100	4,067	2,367	400	3,233	1,033

○ 全国

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
検挙人員	548	819	761	454	699	955	686
指数	67	100	93	55	85	117	84
検挙件数	1,305	2,539	2,974	3,079	4,400	5,669	5,189
指数	51	100	117	121	173	223	204

〈本県の振り込め詐欺助長犯罪の検挙人員及び件数〉

○ 本県

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
検挙人員	9	15	13	14	15	49	27
指数	100	167	144	156	167	544	300
検挙件数	53	34	24	32	38	158	92
指数	100	64	45	60	71	298	174

○ 全国

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
検挙人員	681	1,027	1,177	1,119	1,974	2,557	1,825
指数	100	151	173	164	290	375	268
検挙件数	1,460	1,370	2,000	2,219	4,658	5,774	3,674
指数	100	94	137	152	319	395	252

ウ 先制的抑止措置の推進

県民から寄せられた情報を活用し、電話警告及び自動架電による犯行使用電話の一時的遮断措置の実施、振込先指定口座の金融機関に対する口座凍結依頼等犯行ツールを無力化するための先制的抑止措置等を実施

エ 官民一体となった予防活動の推進

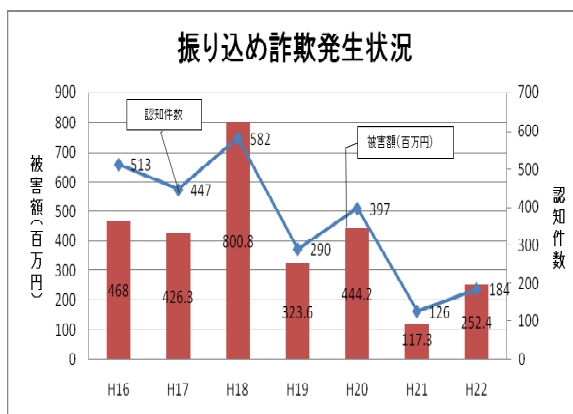
- ポスターやチラシ、ホームページ、テレビ、新聞等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動を推進するとともに、関係機関・団体等と連携し、被害者層に応じた個別の注意喚起を実施

オ 強化推進期間の実施及び強化日の設定

- 「取締活動及び予防活動強化推進期間」を設定して、集中的な取締活動及び予防活動を展開(H20.10、H21.2・10、H22.4・9)
- 「振り込め詐欺被害抑止対策強化日」を設定し、被害予防活動を集中的に展開(H20.6～H21.4：毎月25日、H21.5～：偶数月15日、奇数月25日)



【振り込め詐欺チラシ】



※ 振り込め詐欺の被害は、平成16年以降高水準で推移し、ピーク時の平成18年には、認知件数582件、被害総額約8億円にも及んだ。

※ 本県における平成21年の振り込め詐欺の認知件数は126件、被害総額約1億1,730万円でピーク時の平成18年に比べて認知件数は78.4%、被害総額は85.4%減少している。全国における平成21年の振り込め詐欺の認知件数は7,340件、被害総額約95.8億円で、ピーク時の平成16年に比べて認知件数は71.4%、被害総額は66.2%それぞれ減少している。

※ 本県における平成22年の振り込め詐欺の認知件数は184件、被害総額は2億5,240万円で、それぞれ前年よりも増加している。

評価の結果

① 効果

- 平成21年中の振り込め詐欺被害は件数、被害額ともに大幅に減少し、また検挙件数は大幅に増加したが、平成22年は、認知件数、被害総額ともに増加に転じている。

② 今後の施策の方向性

- 振り込め詐欺被害は、ピーク時である平成18年と比較して大幅に減少したものの、再び増加の兆しがあることから、更なる取締活動を推進するとともに、真に効果の上がる予防活動を展開する。

(4) 新たな治安事象への対応

ア 体制の強化

- 生活環境課に生活安全企画課の所掌事件の一部を移管し、生活経済事犯捜査係、環境犯罪対策係及び風俗対策係として課長以下18名体制で発足(H13.3)
- 宮城県警察サイバー犯罪対策室(H19.3)、警備・古物業係(H20.4)の移管等随時体制の見直しを実施

イ インターネット上の違法・有害情報対策

- インターネット上の違法・有害情報対策として、県民約30人をサイバーパトロール・モニターに委嘱(H19.6～)し、違法情報の通報制度を確立して、警察によるサイバーパトロールを強化
- 学校等教育機関、プロバイダ等通信事業者及びインターネットカフェ事業者によりそれぞれ構成する連絡協議会を設立し、違法・有害情報対策に関する意見交換を実施
- サイバー犯罪の防犯対策のため、学校等教育機関、一般県民及び企業を対象とした講演(サイバーセキュリティ・カレッジ)を実施(H13は13回→H21は49回と年々増加)

〈本県のサイバー犯罪検挙件数の推移〉

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検挙件数	15	9	22	25	104	110	125	125	140

※ 本県警察における平成21年のサイバー犯罪検挙件数は140件で、平成13年に比べて9.3倍に増加している。全国警察における平成21年のサイバー犯罪検挙件数は6,690件で、平成13年に比べて7.3倍に増加している。

ウ 生活経済、環境、風俗事犯対策

(ア) 生活経済対策

- 「生活経済事犯対策推進要綱」に基づく、被害の拡大防止、安全で平穏な生活の確保等に資する捜査の諸対策を推進

〈生活経済事犯の検挙状況〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22(暫定値)
検挙件数	103	117	119	165	227	300	342	296	289	288	345
検挙人員	94	119	134	164	225	285	348	276	266	265	282

(イ) 環境対策

- 平成15年4月1日から「ふるさと宮城の環境を守る産廃NO作戦」を推進し、平成21年4月1日からは、「宮城の豊かな自然を守る環境クリーン作戦」と発展的に改称して、環境犯罪全般に対する取締りを推進

〈環境事犯の検挙状況〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22(暫定値)
検挙件数	60	76	76	105	122	150	184	292	283	316	237
検挙人員	69	84	107	140	138	171	219	305	296	303	237

(ウ) 風俗対策

- 派遣型売春組織であるデートクラブの根絶のための「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」改正(H16.5)によるまき散らしの罰則化を始め、「繁華街・歓楽街総合対策」のための「飲食店等営業に係る勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例」(H19.5)改正によるビルオーナー対策及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」改正(H19.5)による客引き行為の規制をそれぞれ盛り込むとともに、共同分担捜査方式の導入等による取締りを推進

〈風俗事犯の検挙状況〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22(暫定値)
検挙件数	105	104	120	118	140	95	128	180	164	142	148
検挙人員	160	132	175	146	159	117	138	179	190	167	160

評価の結果

① 効果

- 警察によるサイバーパトロールを強化した結果、平成21年の違法情報の検挙件数は、平成13年に比較して9.3倍と増加した。
- 生活経済対策及び環境対策の推進により、検挙件数及び検挙人員が増加したほか、客引き行為を規制し、取締りを強化したことで、悪質な客引違反が減少しつつある。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、サイバー犯罪対策の取締りを強化するとともに、国民、事業者に対する注意喚起を行い、サイバー犯罪に強い社会づくりを推進する。
- 生活経済・環境対策においては、引き続き、悪質事犯の取締りを強化するとともに、関係機関・団体との連携による被害拡大防止に向けた諸対策を推進する。
- 風俗対策については、引き続き、潜在的な事犯や犯罪インフラに係る事犯に重点を置いた取締りを強化し、繁華街、歓楽街の一層の浄化を推進する。

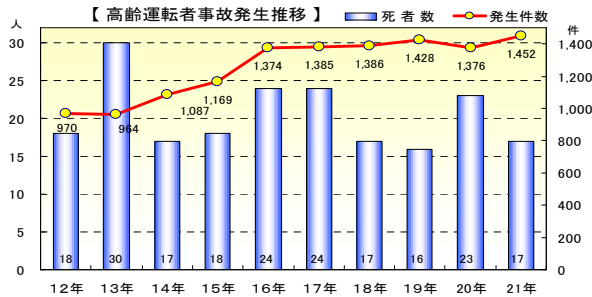
(5) 総合的な交通事故防止対策の推進

ア 高齢者に係る交通事故防止対策

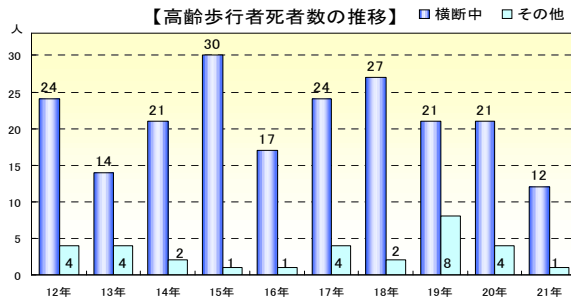
- ここ10年間で、高齢者の運転免許人口は1.7倍、高齢運転者による交通事故は1.5倍、全事故に占める割合は1.8倍に増加しているなど、高齢運転者対策が重要であることから、高齢運転者を対象とした交通安全教育の充実、長く安全運転を継続するため「運転免許取得者教育」受講促進のための支援施策の推進、高齢者が運転する自動車への配慮・保護意識の定着、高齢運転者の安全を確保するための広報啓発活動を実施
- 「高齢者横断事故防止モデル地区活動」等により、高齢者世帯訪問による面接指導の実施やモデル地区内における「思いやりマーク」の設置など、高齢者の安全意識の高揚と交通事故防止対策を推進



【思いやりマーク】



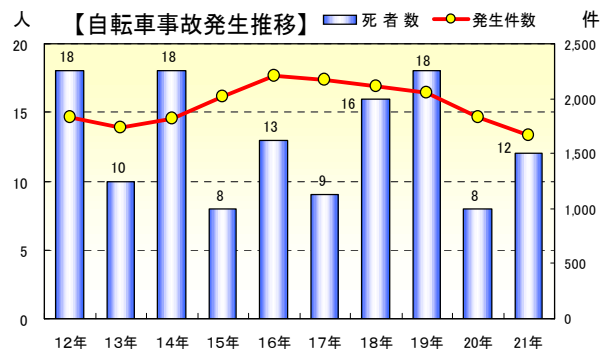
※ 本県における平成21年の高齢運転者事故による死者数は17人で、平成12年に比べて5.6%減少している。全国における平成21年の高齢運転者事故による死者数は1,109人で、平成12年に比べて10.3%減少している。



※ 本県における平成21年の高齢歩行者死者数は13人で、平成12年に比べて53.6%減少している。全国における平成21年の高齢歩行者死者数は1,202人で、平成12年に比べて22.7%減少している。

イ 自転車安全施策の実施

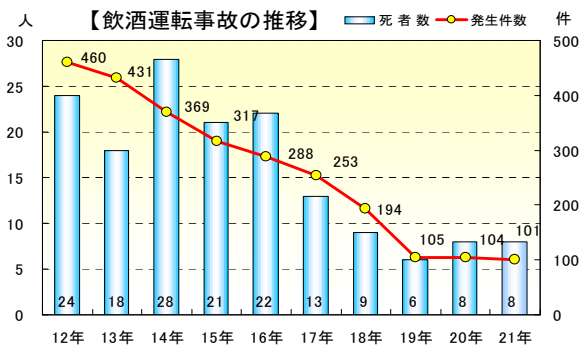
- 自転車利用者の交通ルール遵守の徹底及び自転車の通行環境の整備に関する総合的な施策を一層強化するため「自転車安全利用みやぎステップ・アップ運動」緊急雇用創出事業による「自転車安全利用指導員」の運用、学職別交通安全教育の充実、自転車警告カードを活用した街頭指導の強化等、総合的な自転車安全利用施策を推進



※ 本県における平成21年の自転車事故による死者数は12人で、平成12年に比べて33.3%減少している。全国における平成21年の自転車事故による死者数は445人で、平成12年に比べて16.5%減少している。

ウ 飲酒運転根絶施策の推進

- 「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」(H20.1)に基づき、県民、事業所、飲食店等に対する責務の周知徹底方策、5月22日の「飲酒運転根絶の日」における飲酒運転根絶県民大会の開催と毎月22日「飲酒運転根絶運動の日」における広報啓発活動、街頭キャンペーン等の対策を推進
- 自治体に対する飲酒運転による交通事故等の情報提供、飲酒運転根絶活動重点地区における飲酒運転根絶活動推進委員による活動の促進、常習運転者に対する再発防止指導、教育の実施による飲酒運転根絶対策を推進

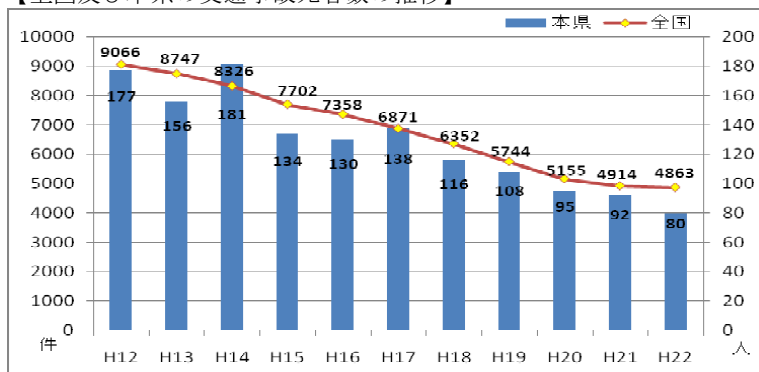


※ 本県における平成21年の飲酒運転事故発生件数は101件で、平成12年に比べて78.0%減少している。全国における平成21年の飲酒運転事故発生件数は5,725件で、平成12年に比べて78.2%減少している。

エ シートベルト着用運動の推進

- シートベルト着用率を向上させ、交通事故時の被害軽減を図るため、「全席シートベルト着用ABC運動」等を実施し、全席シートベルト着用モデル路線、モデル事業所を指定した重点対策の推進とともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、効果的な交通安全教育を推進

【全国及び本県の交通事故死者数の推移】



※ 本県における平成22年の交通事故死者数は80人で、平成12年の死者数と比べて54.8%減少している。全国における平成22年の交通事故死者数は4,863人で、平成12年に比べて46.4%減少している。

評価の結果

① 効果

- 人身交通事故は6年連続、交通死亡事故は5年連続で減少。特に交通死亡事故は、平成20年には昭和31年以来、52年ぶりに二桁台の95人、平成21年にはその死者数を更に3人下回る92人、平成22年は80人と過去57年間で最低の死者数となった。

② 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、高齢者を重点とした交通事故防止対策、自転車安全利用対策等効果的かつ総合的な交通事故防止対策を推進する。

(6) 総合的な国際テロ対策の推進

- 外事課に国際テロ対策業務を担当する情報第三係を新設(H17.4)したほか、公安課にサイバーテロ対策要員、警備課に空港対策要員を増員
- 外事課に国際テロリズム対策室を発足(H18.4)し、警察庁との緊密な連携によるテロ関連情報の収集・分析に資する体制を確立
- 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、仙台空港、東北電力女川原子力発電所等の重要施設や鉄道、地下鉄等の公共交通機関の警戒警備を強化
- 県内の空港及び国際港湾に危機管理(副)担当官を設置し、空港・港湾保安委員会等との協力、関係機関との情報交換、連絡体制の確認、保安訓練の積極的実施などを推進



【仙台空港】

- テロリストの入国阻止等の合同訓練に参画(H17～21：仙台空港13回、国際港湾20回)し、水際対策を強化。平成22年から税関、海保等と連携し、国際港湾に入港する外航船舶に対する合同サーチを開始するなど、国際海空港対策を一層強化

- 旅館業法施行規則の改正(H17)を受け、外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等を強化するため、県内の旅館業者に対して宿泊者名簿の閲覧等に関する協力を要請
- 平成17年1月、事前旅客情報システム(A P I S)の導入に伴い、入国管理局及び税関と連携した対策を推進
- 平成22年5月、県内の関係機関、企業や監督官庁等29団体(H22.9末32団体)からなる「宮城県テロ等抑止ネットワーク」を設立し、官民一体となった爆発物原料取扱事業者対策を推進

— 評価の結果 —

- ① 効果
 - 関係機関と連携した各種合同訓練への参画、警察庁や他都道府県警察等との情報交換、県内重要施設や公共交通機関における警戒警備を強化して国際テロ対策を推進した。
- ② 今後の施策展開の方向性
 - 各種テロ対策を一層推進することにより、国際テロの未然防止に万全を期す。

2 幹部を始めとする職員の意識改革

- 職場及び警察学校における職務倫理教養を充実させるとともに、毎年、7月13日を「警察刷新の日」と定め、警察改革に関する教養を組織を挙げて実施したほか、公安委員長による特別講話(H19～)を開催するなど、警察改革の精神を風化させない取り組みを実施



【公安委員長による特別講話】

- 公安委員長等による全警察署の巡回(H21～)を実施し、幹部職員や警部補相当職以下の職員との座談会で大量退職に伴う職務執行能力の向上や若手警察官の早期育成などについて意見交換を行い、職員の意識改革を推進



【公安委員長等との座談会】

- 本部長による職員との対話会(H22.1～)の開催により第一線現場の実情等を把握し業務に生かすとともに、風通しの良い職場環境を醸成。また、本部長による「幸せカード」の発行(H21.11～、53回発行)により、職員の意識改革を推進



【本部長との対話会】

- 「警察改革推進強化期間」(H22.7～8)を設定し、各所属において小集団活動、年代別グループ討議等のほか、SA試験による浸透状況の検証を実施
- SA実施結果では、警察改革以降に拝命した20歳代の警察職員の警察改革に対する理解度がやや低い

〈SA実施結果〉～警察改革の理解度A警察署～

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	合 計
60点未満	0%	0%	0%	0%	0%
60～69点	15.9%	5.8%	3.9%	3.8%	8.2%
70～79点	47.6%	46.2%	53.8%	52.8%	49.5%
80～89点	36.5%	44.2%	34.6%	39.6%	39.2%
90点以上	0%	3.8%	7.7%	3.8%	3.1%

評価の結果

① 効果

- 警察改革以降、県警察学校での各種専科教養等及び職場教養において、「桶川事件」等の一連の不祥事案から警察改革要綱制定に至った経緯についての教養や小集団活動を通じて警察改革の理念及び施策内容等の指導教養が行われている。
- 警察刷新の日における公安委員長の特別講演、本部長による職員との対話会の開催等により、幹部を始めとする職員の意識改革が推進されている。

② 今後の施策の方向性

- 県民の警察に対する信頼を揺るぎないものとするため、職員の一人ひとりが警察改革の原点に立ち返り、県民の立場に立った職務執行に徹する必要がある、引き続き、具体的事例を題材とした小集団活動のほか、部外講師による講話や学校教養、職場教養等あらゆる機会を捉えて、警察改革の精神を風化させない取り組みを行っていく。
- 警察改革以降に拝命した警察職員が約4割を占める中、引き続き、若手警察職員に対する創意工夫した指導教養を実施して、更なる意識改革を推進する。

3 不祥事の防止

(1) 会計経理の透明性の確保と監査の強化

ア 捜査費等に係る会計書類の適正な取扱い

- 捜査費に係る会計経理の透明性の確保と説明責任を果たすべく、県監査委員監査において、従来実施していなかった捜査員等に対する聴き取り調査に対応(H16～)することとしたほか、原則として捜査費(謝礼)を受領した協力者本人が同意し、かつ、捜査上支障がない支出証拠書類はノーマスキングで提示(H18～)
- 捜査費の執行に際しては、本人名義でない捜査費の領収書は受領しないこととし、領収書の作成を拒否された場合は、支払報告書を作成(H16～)
- 「宮城県警察の会計監査に関する訓令」を制定(H16.5)し、全所属に対する本部長訓令監査を実施し、不適正経理の絶無を徹底
- 平成16年、一部の警察署において、会計文書の誤廃棄事案が発生したことから、捜査費及び旅費関係文書の適正な保管管理を図るため、「会計文書管理要綱」を制定(H16.9)
 - ・ 会計文書ファイルの背表紙を廃棄年度別に色分け表示
 - ・ 専用キャビネットによる保管
 - ・ 捜査費関係文書は、所属長自ら施錠設備のある専用キャビネットに保管
 - ・ 保管状況の定期点検と随時点検の実施
- 会計監査の実施時等に、支払報告書の記載内容等を綿密に確認し、改善を要する事項はその都度指導するなど、捜査費の重要性を意識した取組みを実施

公安委員会の意見

- 捜査費等の取扱いについて、県民から疑念を抱かれることのないよう、引き続き努力が必要である。

イ 会計監査の実施

- 本部会計課監査室に配置されている「会計調査官」に警視を充てるなど会計監査体制を充実強化(H15～)
- 本部長訓令監査は、平成16年度以降、毎年度実施し、平成18年度以降は、県監査委員の監査方針同様、会計経理全般の書面監査は全所属、捜査費及び旅費に関する聴き取り調査はおおむね3分の1の所属に対し実施
- 平成21年6月に受監した会計検査院の实地検査の結果、平成16年度分及び平成18年度分の経理処理4件(翌年度納入)が不適正経理として指摘

ウ 公安委員会への報告

- 平成16年度以降、会計監査の計画及び実施結果については、毎年度、県公安委員会へ報告

エ 物品購入等の契約に重点を置いた監査の実施

- 全国的に「預け金」や「翌年度納入」等の不適正経理が判明していることや、本県においても、会計検査院の实地検査において「翌年度納入」の不適正経理が指摘されたことから、物品購入等の契約について、重点的に監査を実施

評価の結果

① 効果

- 捜査費に係る支出証拠書類の取扱いや県監査委員監査への対応について各種の取組みを行った結果、監査の評価が、「不正を疑わせるような執行はなかったものの、支出関係証拠書類の記載内容のとおり、すべて確実に執行されたということを確認するには至らなかった。」から、「不正を疑わせるような執行は認められなかった。なお、協力者の氏名・住所が開示されたものについては、その実在の有無を調査したところ、すべて実在することが確認された。」に表現が変わるなど、従来以上に会計経理の透明性の確保と説明責任の向上が図られたと認められる。

- 会計監査体制の充実強化が図られたほか、「宮城県警察の会計監査に関する訓令」を制定し、全所属に対して本部長訓令監査を実施するなど会計監査の強化が図られたと認められる。
- ② 今後の施策の方向性
 - 今後とも、捜査費及び旅費等に係る支出証拠書類の適切な取扱い、保管の徹底、監査手法の改善等を行い、適正な会計経理を保持するための不断の取組みを推進する。
 - 物品購入に係る契約について、不適正な会計経理の絶無を期すため、職員に対する指導教養、契約事務と検収事務を分離した確実なチェック体制の徹底、計画的な予算執行等の推進に努める。

(2) 会計経理に関する職員教育の強化

ア 適正経理の確保に関する指導

- 平成16年度から、警察官を含む会計部門以外の職員にも予算執行の手続に関する正しい知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計業務に関する教育を強化
- 平成16年度から、会計手続を分かりやすく解説した所属長及び捜査員のための執務資料を作成、配布
- 平成16年12月から、警察本部の捜査を担当する各部の管理官等を「捜査費等指導担当官」に指定するなど所要の体制を整備し、警察署等に対する反復した巡回業務指導を実施
- 警察本部長及び総務部長が、県下警察署長等会議において、適正経理の確保の重要性についての指示を繰り返し行うなど、職員の適正経理の重要性に対する意識を徹底



【会計事務の基礎資料】



【県下警察署長会議】

イ 会計経理に係る教養の実施

- 県警察学校各種専科教養等での会計関係授業は、平成16年度は3課程だけであったが、その後増加し、平成21年度は16課程で実施
- 平成16年度から開催している捜査費取扱補助者及び捜査費等指導担当官会議については、平成21年度は3回実施し、捜査費の適正な取扱いについて徹底

評価の結果

① 効果

- 県警察学校の各種専科教養等における会計関係の授業課程が増加しているほか、県下警察署長会議、県下会計課長会議、捜査費取扱補助者会議等での指示に基づき、各職場での伝達教養や研修会が開催されているなど、会計経理に関する職員教養が積極的に行われている。
- 捜査費等に関する職員教養を充実するため、捜査費等指導担当官を指定し、捜査担当部門における指導体制の強化に努めている。

② 今後の施策の方向性

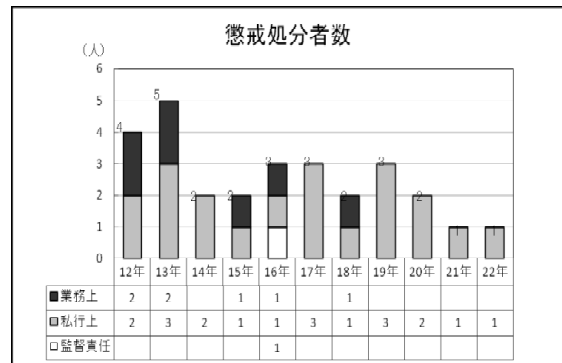
- 今後とも、会計経理に関する職員教養を適切に実施し、適正な会計経理を保持するための不断の取組みを推進する。
- 捜査費等指導担当官による捜査費の適正かつ効果的な執行について、巡回業務指導の更なる強化を図る。

(3) 非違事案防止に重点を置いた監察の強化

前掲4 ページ参照

(4) 非違事案に対する厳正な処分

- 非違事案の発生状況等を踏まえ、監察だより等を随時発行し、非違事案の未然防止に活用するとともに規律違反に対しては、「懲戒処分の指針」(警察庁H12.9制定)、「宮城県警察職員訓戒及び注意処分取扱規程」(H14.5制定)により厳正に対処
- 「訓戒」と「注意」の区別を明確にし、規律違反に対する迅速適正かつ厳正な処分を実施(H17.8)



※ 本県警察における平成21年の懲戒処分者は1人で、前年より1人減少しており、平成12年以降、最多の平成13年と比べて8割減少している。全国警察における平成21年の懲戒処分者は242人で、平成12年以降、最多の平成14年と比べて6割近く減少している。

- 懲戒処分者数は減少傾向にあるものの、警察改革以降、
 - ・ 駐在所勤務警察官による売春防止法違反事件(H14.4：懲戒免職)
 - ・ 警察官による保険金詐欺事件及び留置勤務中の便宜供与事案(H16.12：懲戒免職)
 - ・ 警察官による捜査情報漏洩事案(H18.5：懲戒免職)
 - ・ A P E C 特別派遣部隊員の盗撮事案(H22.10：停職)

等の社会的反響の大きな非違事案が発生

評価の結果

- ① 効果
 - 平成12年から平成21年までの懲戒処分者数の合計は27人で、平成21年中には1件1人であり、警察改革以降最少となったものの、県民の信頼を著しく損なう社会的反響の大きい非違事案が発生しており、依然として根絶には至っていない。
- ② 今後の施策の方向性
 - 社会的反響の大きな非違事案が発生しているため、引き続き、職員一人一人の心に響く職務倫理教養の充実強化を図りつつ、ポリスマインドの一層の醸成に努めるとともに、その未然防止に重点を指向した厳正な監察を実施し、非違事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努める。

(5) 幹部の管理監督責任の一層の自覚

- 県下警察署長会議等の各種会議において、警察本部長、警務部長、首席監察官及び監察課長等が人事管理及び業務管理の徹底について指示、指導を実施
- 総合監察及び随時監察等の機会を捉え、幹部に対する指示、指導を徹底
- 監督責任に係る懲戒処分に当たっては、「懲戒処分の指針」に基づき、事案の内容により厳正に処分を実施
- 全警察署に対して総合監察を実施するとともに、警察本部所属、警察署及び交番・駐在所を対象に随時監察を実施。平成21年度の随時監察の実施回数は259回で平成14年度の約1.5倍
- 平成12年以降の懲戒処分者数27人のうち監督責任に係る処分者数は1人

— 評価の結果 —

① 効果

- 幹部に対して管理監督責任の一層の自覚を促すなどした結果、平成17年以降監督責任に係る懲戒処分者はないものの、懲戒処分に至らない監督上の措置を要する事案は発生している。

② 今後の施策展開の方向性

- 今後とも幹部に対する管理監督責任の一層の自覚を促して、不祥事の未然防止を図り、県民の信頼確保に努める。

4 公安委員会の管理機能の充実と警察改革推進状況の不断の検証

(1) 補佐体制の確立(前掲)

前掲5ページ参照

(2) 「管理」概念の明確化(前掲)

前掲6ページ参照

(3) 警察改革の推進状況に係る報告聴取と検証

ア 公安委員会への報告状況

- 県警察は、平成14年以降、年1回、公安委員会に警察改革の推進状況等を報告しており、平成21年の推進状況等は平成22年3月に報告

イ 公安委員会による検証等

- 宮城県公安委員会は、県警察から、年1回以上、警察改革の推進状況、今後の課題や問題点等に係る報告を聴取するとともに、その都度内容を検証し、活発な提言により警察改革の更なる取組みに反映

※ 別添資料1「公安委員会の管理機能の充実と警察改革推進状況の不断の検証」参照

— 評価の結果 —

① 効果

- 警察改革の推進状況について、年1回以上の報告を求め、検証を行ってきたことにより、県警察における警察改革の精神や持続的断行に関する意識が定着したほか、公安委員会から活発に提言が行われるなど、公安委員会の管理機能の一層の充実強化が図られたと認められる。

② 今後の施策の方向性

- 引き続き、各施策の推進状況について適時適切に検証を行うとともに、公安委員会の管理機能の充実強化を図ることとする。

第3 総合評価

1 10年の取組状況

(1) 警察改革

県警察は、公安委員会の管理の下、組織を挙げて警察改革に取り組んだ結果、現時点においては、警察改革要綱に盛り込まれたすべての施策が実施に移されており、制度や運用がほぼ定着化したと認められる。

また、平成17年の「警察改革の持続的断行」により取組みが不十分と指摘された事項についても、その後の運用の見直し、体制の強化により、概ね克服できたものと認められる。このように「警察改革」として掲げた施策は、着実に成果を上げており、改革は概ね所期の目的を達成したと評価することができるが、一方で、非違事案の根絶にまでは至っていないこと、「警察を信頼していない」とする県民がまだ相当数いること、あらゆる場面で県民の期待する活動を実施できているとまでは言えないことから、後記2(1)に記載のとおり、今後とも、警察改革の個々の施策の定着化・深化に向けた取組みを不断に実施していく必要がある。

なお、評価の結果を踏まえ、次の施策については、更なる成果を目指して努力する必要がある。

ア 非違事案の絶無

非違事案による懲戒処分者は減少傾向にあるものの、組織の総力を挙げて「警察改革」に取り組んでいる中で、警察官による捜査情報漏洩事件(H18.5:懲戒免職)、APEC特別派遣部隊員の盗撮事案(H22.10:停職)等県民の信頼を著しく損なう社会的反響の大きい非違事案が発生するなど、非違事案は依然として根絶には至っていない。このため、職員一人一人の心に響く職務倫理教養の充実強化を図りつつ、ポリスマインドの一層の醸成に努めるとともに、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察を実施し、非違事案の絶無を期する必要がある。

イ 幹部を始めとする職員の意識改革

平成11年秋から翌12年にかけて、神奈川県警を皮切りに、新潟県警での雪見酒事案、そして桶川事案、石橋事案と警察不祥事が続き、国民から警察組織に大きな批判を浴びた。それから10年が経過した今日、警察職員の中には、警察改革について必ずしも十分に理解していない職員がいるのではないかと懸念される。それは、平成13年以降に本県警察に採用された職員が全体の約4割を占めており、警察改革に関するSAの結果、若手警察職員の警察改革に関する理解度がやや低調であることが認められたことや、非違事案が依然として発生していることによる。こうした点に鑑み、幹部を始めとする職員個々が警察改革の精神を風化させないよう、警察改革推進強化期間を引き続き設定するとともに、部外講話やグループ討議等創意工夫した施策の実施を通じて、警察改革の背景、趣旨、施策内容等の指導教養を推進し、職員の意識改革を徹底する必要がある。

このため、職務執行能力の向上はもとより、県民の目線に立った対応要領等の指導教養を強化し、警察職員の資質の向上を図る必要がある。

(2) 治安の回復

平成13年に戦後最悪の約5万件を記録した県内の刑法犯認知件数は、その後は減少に転じ、平成22年には2万4千件台にまで回復し、検挙率についても着実に上昇してきたほか、交通事故死者数については、5年連続で減少し、平成20年には昭和31年以来、52年ぶりに二桁台の95人、平成21年にはその死者数を更に3人下回る92人、平成22年は80人と過去57年間で最低を記録するなど、「持続的断行」において求められた治安の回復についても、一定の成果が上がったと評価することができる。

一方で、全刑法犯の検挙率については、平成12年の19.2パーセントをボトムに年々上昇傾

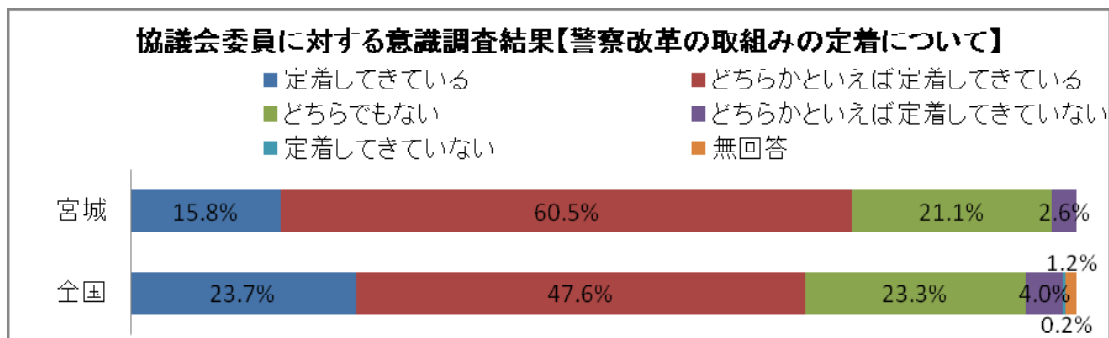
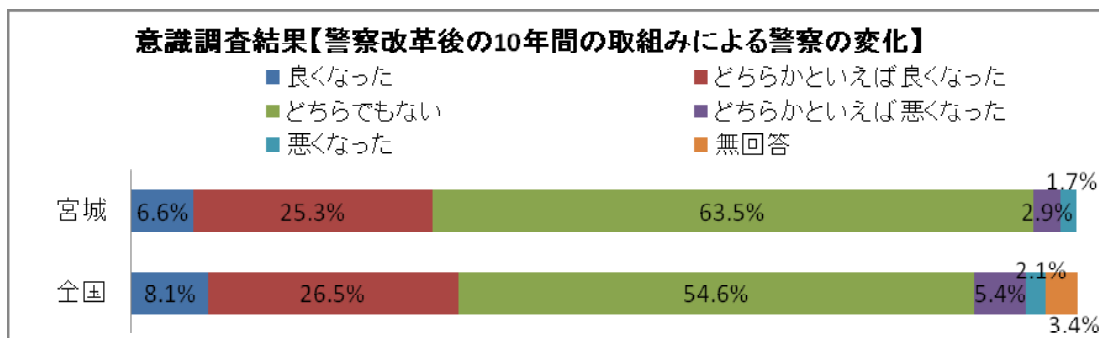
向にあるが、平成22年の検挙率は、30.5パーセントで全国で37位（ベスト）と低迷している現状にあることから、更なる向上に向けて取り組む必要がある。

(3) 意識調査結果

意識調査の結果、「警察改革に取り組み始めた10年前と現在とを比べ、警察はどのように変わったと思うか」との質問に対し、「良くなった」「どちらかといえば良くなった」とする人の割合が、宮城県では31.9%(全国平均34.6%)であり、「悪くなった」「どちらかといえば悪くなった」とする人の割合(4.6%)を大きく上回った。

また、警察署協議会委員に対する意識調査では、「警察改革の取組みは定着してきていると思うか」との質問に対し、「定着してきている」「どちらかといえば定着してきている」とする人の割合が、宮城県では76.3%(全国平均71.3%)であり、「どちらかといえば定着してきていない」とする人の割合(2.6%)を大きく上回った。

このように、意識調査においても本県警察の警察改革に関する取組みに対し、一定の評価がなされているが、「悪くなった」「どちらかといえば悪くなった」とする県民や「どちらかといえば定着してきていない」とする警察署協議会委員がまだ一部いることから、今後とも、その取組みを不断に実施していく必要がある。



2 今後の警察改革に関する取組方針

(1) 警察改革の定着化・深化に向けて

透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え方は堅持しつつ、警察改革の具現化である個々の施策については、日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図ることとし、引き続き、警察改革の精神を風化させないための施策を推進する。

その際、次の点に留意して実施する。

ア 警察本部所管部局と所属との連携等による各施策の着実な実施

いまだ取組不足と認められる施策はもちろん、十分に成果が上がったと認められる施策についても、各施策の趣旨が忘れられることのないよう、また、実施が形式的にならないよう注意を払いつつ、必要に応じて運用の改善を行うなど、その着実な実施を図る。

その際、警察本部所管部局と警察署を始めとする各所属の密接な連携、情報共有等によ

り、各施策の効果が最大限のものとなるよう常に配慮する。

イ 警察改革の精神を浸透させるための継続的な取り組み

警察改革の精神については、すべての警察職員が将来にわたり受け継ぎ、また、警察組織に内在化させる必要があることから、そのために特に重要な役割を果たすべき所属長を始めとする幹部職員に対して、あらゆる機会をとらえて意識付けを確実に行う。

さらに、各級職員に対する学校教養、所属長自らによる職場教養等の継続的な実施により、警察改革に至った経緯、警察改革の趣旨等についての理解が一人一人の職員に浸透するよう徹底する。

ウ 各施策の実施状況の適時適切な公安委員会に対する報告

「警察改革の持続的断行について」に基づく警察改革の推進状況等の報告に代え、今後は、公安委員会に対して、各施策の実施状況等について所要の報告を適時適切に行い、検証を受ける。

(2) 治安水準の更なる向上に向けて

今後とも、犯罪・事故の抑止と検挙を積極的に推進するための具体的方策を検討、実施することにより、新たな治安情勢に的確に対応しつつ、「安全・安心な地域社会の実現」に向けて治安水準の更なる向上に努める。

おわりに～警察改革の精神とは何か～

平成22年12月6日に警察庁次長は次のように述べている。

「改革はおおむね所期の目的を達成したと評価されております。しかし、それは非常時における改革としては一段落したということであり、引き続き、透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった警察改革の基本的な考え方は、堅持しなければなりません。これらの3つの基本的な考え方の根本にあるのは、「国民本位の警察」という考え方です。言い換えれば、「私」よりも国民、すなわち「公」を優先する精神を徹底するということです。警察改革が断行されたころの不祥事の背景としては、体面の重視、批判への恐れ、見せかけの威信へのこだわり、やっかいな仕事の前さばきなどがあったと考えられます。これは、すべて「私」心によるものであります。このような「私」心を排し、「公」を第一に考える姿勢こそが警察改革の目指すものであり（以下略）」

この「公」を第一に考える姿勢、あるいは「国民本位の警察」の考え方こそが、今後とも、県警察が不断に追求すべき警察像であると認められる。

例えば、現在実施中の「伊達な警察プロジェクト」は、県民に最良の治安サービスを提供できる警察、すなわち、「県民の要望に誠実に対処する警察（誠実対処）」、「いざというときに頼りになる警察（有事即応）」、「県民から期待され、信頼される警察（信頼確保）」を意味するキャッチフレーズとして、「伊達な警察」を用いた上で、各署・各課がそれぞれに「伊達な警察」を目指す具体的な施策を企画・実行しているものであるが、こういった「国民本位の警察」を追求するための取り組みこそが、今後とも必要である。

その視点から改めて現在の警察制度を見ると、県民の代表として県警察を管理する立場にある公安委員会の存在が、今後ますます重要になると考えられる。

そこで、県警察が持続的に「国民本位の警察」を追求するに当たっては、次の点に細心の注意を払うべきである。

- 公安委員会定例会議の場における議論をはじめとした、県警察に対する公安委員会の具体的管理の在り方が、上記の趣旨を踏まえたものとなるよう、一層の工夫を加えること。
- 公安委員会の庶務を処理する立場にある県警察本部としては、常に緊張感を持って公安委員会定例会議に臨むとともに、その他の機会を含め、各委員から質問・要請・提言等が示された場合には、最大限、迅速かつ誠実にこれにこたえることを旨とし、かつ、議事録等を通じて可

能な限りその状況を県民に公表すること。

- 各警察署においては、公安委員会の委嘱した警察署協議会委員からの提言等についても、可能な限り上記公安委員会委員への対応とほぼ同様の対応を行うよう努めること。
- 公安委員会以外にも、県民各層との各種連絡協議の場の設定・運営に当たっては、従来以上に積極的に取り組むこととし、常に県民の意向が具体的な警察活動に反映されるよう努めること。

県警察は、警察改革の精神を未来永劫堅持することを通じて、今後とも、県民が信頼・期待する県警察であり続けるよう、全力を傾注する必要がある。

本総合評価は、今後とも、組織と全職員がその時点その時点の自らの姿を映し出して、謙虚に省みるための鏡となることが期待される。